

令和6年度版



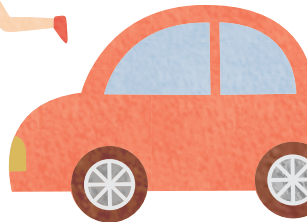
もっと知りたい 暮らしと県税



Tax of Gunma



群馬県



暮らしに役立つ大きな力 —— 県税

わたしたちの「暮らし」は、たくさんの人や施設、仕組みにより支えられています。

ボランティア活動を通じて、お年寄りやからだの不自由な方のお手伝いをする人。街の安全を守る警察官や消防士。学校の先生や、病院のお医者さんや看護師さん。

身近な道路や橋。学校や図書館。豊かで美しい自然公園などの公共施設。そして、医療、介護、年金の制度。

わたしたちが収めた「税金・県税」は、群馬県予算として、これらの人や施設、仕組みを支えています。

令和6年度の当初予算は、県民幸福度の向上のために最も重要な「県民の皆様の生命と健康、暮らしを守るための取組」や、群馬県の更なる発展のための「新群馬の創造に向けた取組」などを着実に実施することに加え、群馬県がこれまで数多く打ち出してきた独自の地方行政モデルである「群馬モデル」の発信などにより、群馬県の未来を創っていくための予算を編成しました。

新・群馬県総合計画ビジョンに掲げた「すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現に向けて、あらゆる分野で群馬の強みを活かした独自の「群馬モデル」を発案、実行、発信していき、厳しい時代にあっても誰もが健康で豊かに暮らせるよう、しっかりと取り組みを進めてまいります。

【重点施策】









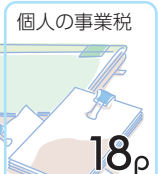



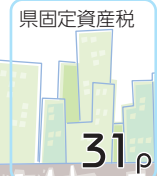
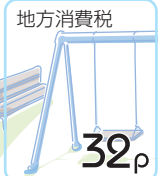



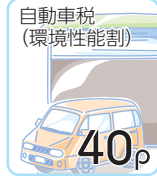

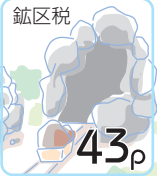

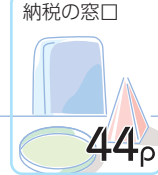
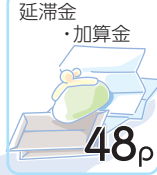

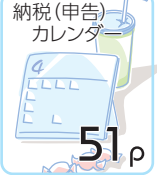
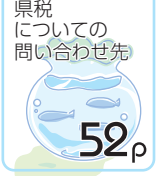


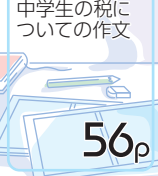
1. 県民の幸福度向上
2. 新群馬の創造
3. 群馬モデルの発信
4. 財政の健全性の確保

「暮らしに役立つ大きな力——県税」のこと。



とても大切なことだから
この機会に「もっと知って」
いただければ幸いです。

目次

県の予算と 県税収入  2p	県の予算の 使いみち  3p	税金について  6p	税金の種類  7p	個人の県民税  10p
利子等に係る 県民税  14p	特定配当等に 係る県民税  15p	特定株式等 譲渡所得金額に 係る県民税  16p	個人の事業税  18p	法人の県民税  20p
法人の事業税  23p	不動産取得税  29p	県固定資産税  31p	地方消費税  32p	県たばこ税  34p
ゴルフ場利用税  35p	自動車税 (種別割)  36p	自動車税 (環境性能割)  40p	軽油引取税  42p	鉱区税  43p
狩猟税  43p	納税の窓口  44p	延滞金 ・加算金  48p	納税の猶予 県税の減免 救済など  50p	納税(申告) カレンダー  51p
県税 についての 問い合わせ先  52p	国税 についての 問い合わせ先  54p	市町村税 についての 問い合わせ先  55p	中学生の税に についての作文  56p	

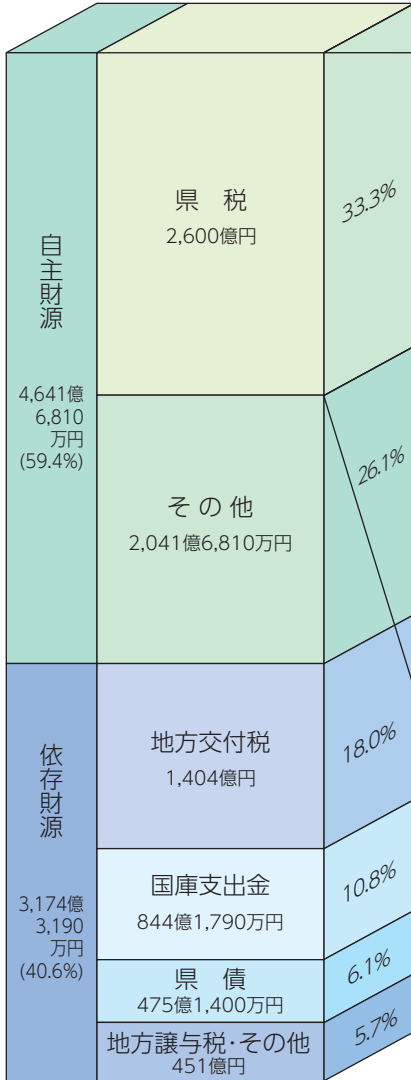


県の予算と 県税収入

令和6年度の群馬県の歳入予算額（一般会計）は、7,816億円です。そのうち県税収入は、2,600億円で、一般会計予算額の33.3パーセントを占め、県の財源として重要な役割を担っています。

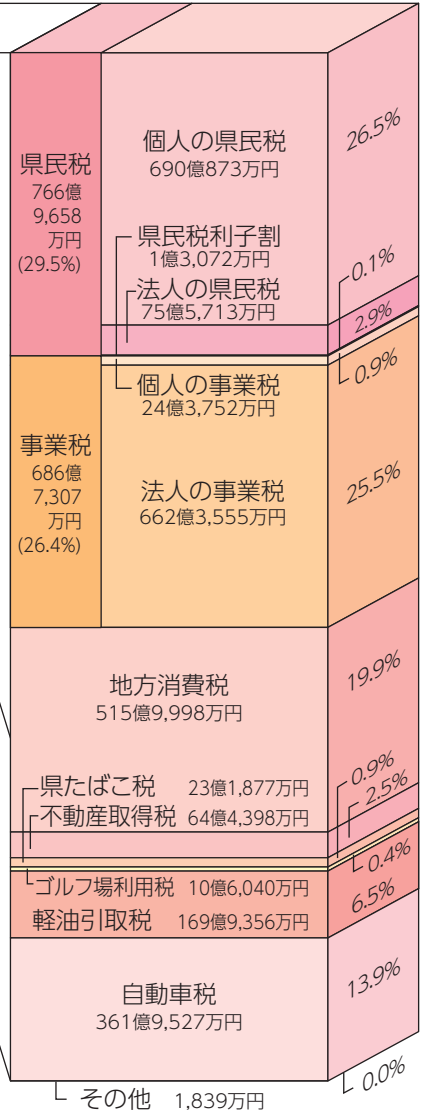
【一般会計(歳入)の内訳】

7,816億円



【県税の内訳】

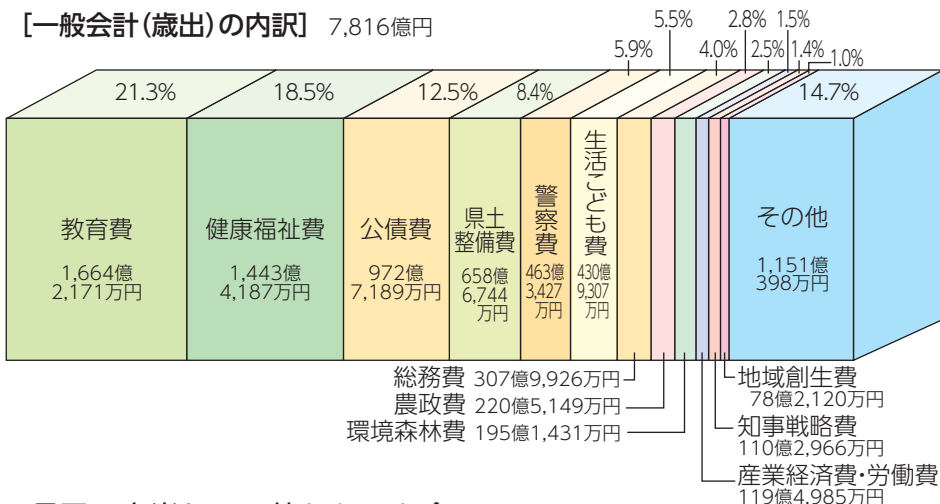
2,600億円



(注) 個人の県民税には「特定配当等に係る県民税」及び「特定株式等譲渡所得金額に係る県民税」が含まれます。

令和6年度当初予算は、「県民の幸福度向上」、「新群馬の創造」、「群馬モデルの発信」、「財政の健全性の確保」の4点を重点施策としています。

県の予算の 使いみち



◆ 県民1人당りに使われるお金 ◆

一般会計歳出予算額 7,816 億円は、県民1人당り 412,492 円になります。その内訳は次のとおりです。

(人口: 令和6年3月1日現在の人口 1,894,824人)

教育費	87,830円
健康福祉費	76,177円
公債費	51,336円
県土整備費	34,762円
警察費	24,453円
生活こども費	22,742円
総務費	16,254円



農政費	11,638円
環境森林費	10,299円
産業経済費・労働費	6,306円
知事戦略費	5,821円
地域創生費	4,128円
その他	60,746円

県民1人당りに使われる県の歳出予算額	412,492円
県民1人당りの 県税納税額	137,216円

教育費

予測困難な時代を生き抜く力を育成するため、学力のみならず、非認知能力の育成に向け、具体的な取組を始めます。また、障害のある子もいない子も同じ場所で共に学ぶための「インクルーシブな学校」のモデル校を設置し、調査研究を進めます。



▲ インクルーシブ教育

健康福祉費

すべての県民が誰一人取り残されることなく、健康と幸福を実感できる社会を実現するため、健康寿命の延伸や医療提供体制の強化、共生社会の実現に向けた施策を推進していきます。



▲ こども医療費無償化

公立学校児童・生徒1人当たりの教育費（群馬県）

国・県・市町村の負担額の合計（令和4年度）



小学校
98万円



中学校
109万円



高等学校
120万円



定時制
159万円

県土整備費

気候変動の影響等により、頻発化・激甚化する気象災害の新たな脅威にしっかりと対応できる「災害レジリエンスNo.1」の実現に向け、水害対策や土砂災害対策、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築など、防災・減災対策を推進します。



▲ 一級河川大川の河川改修

警察費

安全・安心を誇れる群馬県を実現するため、県民生活の安全を確保するための取組、迅速・的確な初動警察活動、県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙、交通事故防止対策及びテロ・大規模災害等の危機管理対策を推進します。



▲ ヘリコプターによる救助活動

生活こども費

安心して子どもを産み・育てられる環境を整備するため、保育サービスの充実や児童虐待防止対策等に取り組んでいます。また、男女共同参画・市民活動支援・消費者問題等の県民生活に関する施策を一体的に推進し、安全で質の高い県民生活の実現に取り組みます。



▲ 保育サービスの充実

農政費

多彩で高品質な農畜産物を安定供給し、県民の豊かな食生活を支えます。また、農業の持つ多面的機能を十分に発揮し、群馬県農業が魅力ある産業として持続的に発展し続ける環境づくりを進めます。



▲ 出荷量日本一を誇る農産物

環境森林費

食品ロスの削減、尾瀬等の豊かな自然の保護などの環境問題や、官民共創による県立赤城公園の活性化に取り組めます。また、豊富な森林資源を循環利用し、森林の強靱化による防災減災や林業・木材産業における新たな富や価値の創出を進めます。



▲ 県産木材の製材置き場

産業経済費・労働費

県民の暮らしと雇用を守るため、中小企業の資金繰り対策や雇用創出・確保に取り組めます。また、新たな富や価値の創出に向けた事業やデジタル・クリエイティブ人材の育成、リトリートの聖地化を目指した観光振興等に取り組めます。



▲ 小中高生向けデジタル人材育成拠点 tsukurun

知事戦略費

「新・群馬県総合計画」の実現と「群馬モデルの発信」に向け、デジタルトランスフォーメーションやグリーンイノベーションの推進、ぐんまちゃんブランド化に取り組むとともに、GunMaaSの推進、トップ外交等を戦略的に進めます。



▲ ぐんまちゃん30周年記念ご当地キャラカーニバル

地域創生費

市町村と連携して過疎地域や特色ある地域づくりを支援するとともに、「ぐんま暮らし」のブランド化による移住促進や、多文化共生・共創を推進します。また、芸術文化・スポーツの振興により、魅力と活力のある地域づくりに取り組みます。



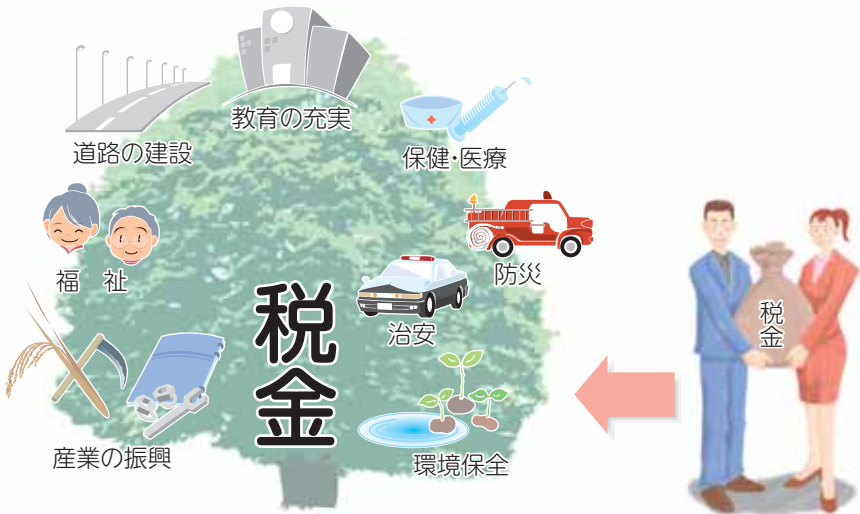
▲ 群馬交響楽団演奏会



税金について

◆税金とは◆

私たちが快適で安全な社会生活を営めるように、国や県・市町村は、教育・文化の振興、道路整備、産業の振興、福祉の充実など、個人の経済力や責任だけにかまかせることのできない仕事を行っています。私たちは、これらの利益を受けているわけですから、そのための費用を「税金」という形で負担しているのです。いわば、「税金」とは私たちが社会の一員として暮らしていくために支払う「会費」のようなものと言えるでしょう。



◆税金の性質◆

税金をだれがどのように納めるかについては、次のようなきまりがあります。

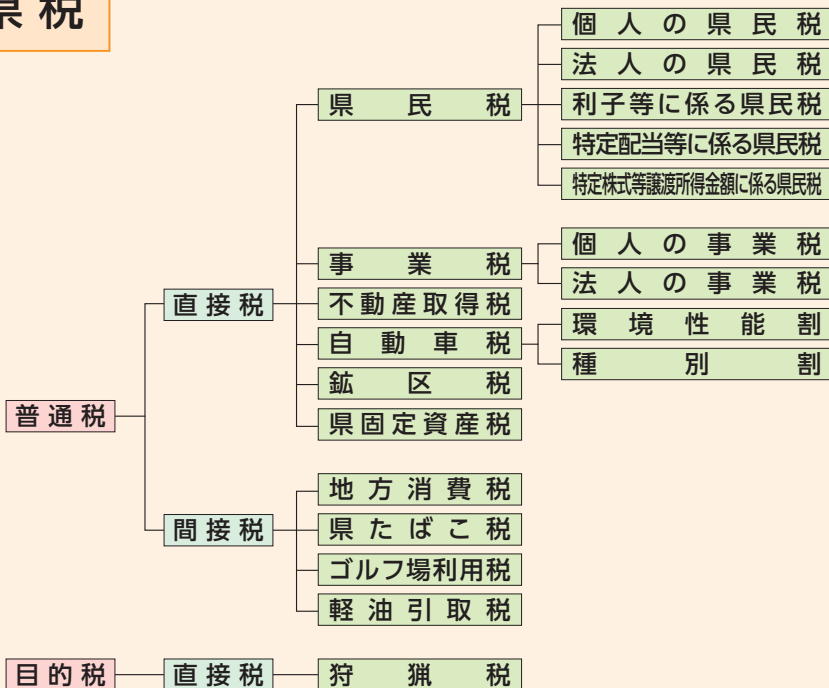
- すべての人が公平に負担すること。
- 納める時期・方法・金額などが明確に定められていること。
- 納める時期・方法などが納める人にとって便利であること。
- 税金を集めるための費用はできるだけ少なくすること。

税金には、国に納める「国税」と、地方自治体に納める「地方税」とがあります。地方税は、更に「県（都道府税）」と「市町村税」に分かれます。

税金の種類



県税



◆使いみちによる分類◆

普通税…納められた税金の使いみちに特に定めがなく、広く皆さんのために使われる税金

目的税…税金の使いみちが特定されている税金

◆納める方法による分類◆

直接税…税金を納める人と実際に負担する人が同じ税金

間接税…税金を負担する人が直接県に納めるのではなく、負担する人以外の人の手を経て納める税金



税金の種類

国 税

直接税

- 所 得 税**個人の所得（利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得の10種類に分けられています。）にかかります。
- 法 人 税**株式会社・協同組合などの法人の所得にかかります。宗教法人などの公益法人・人格のない社団や財団などは、収益事業から生じた所得にかかります。
- 地 方 法 人 税**国が法人税と併せて賦課徴収し、納められた税額は地方交付税として、県や市町村の財源となります。
- 特別法人事業税**都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収し、国に払い込まれた後、一定の基準により都道府県に譲与されます。
- 相 続 税**相続や遺贈によって財産を取得した人にかかります。
- 贈 与 税**贈与によって財産を取得した人にかかります。
- 地 価 税**個人・法人が所有している一定規模以上の土地や借地権などにかかります。ただし、当分の間、課税しないこととなっています。
- 復興特別所得税**東日本大震災の復興財源を確保するために、所得税に上乗せしてかかります。
- 森 林 環 境 税**市町村や都道府県が行う森林整備の費用を確保するために、国内に住所のある個人にかかります。

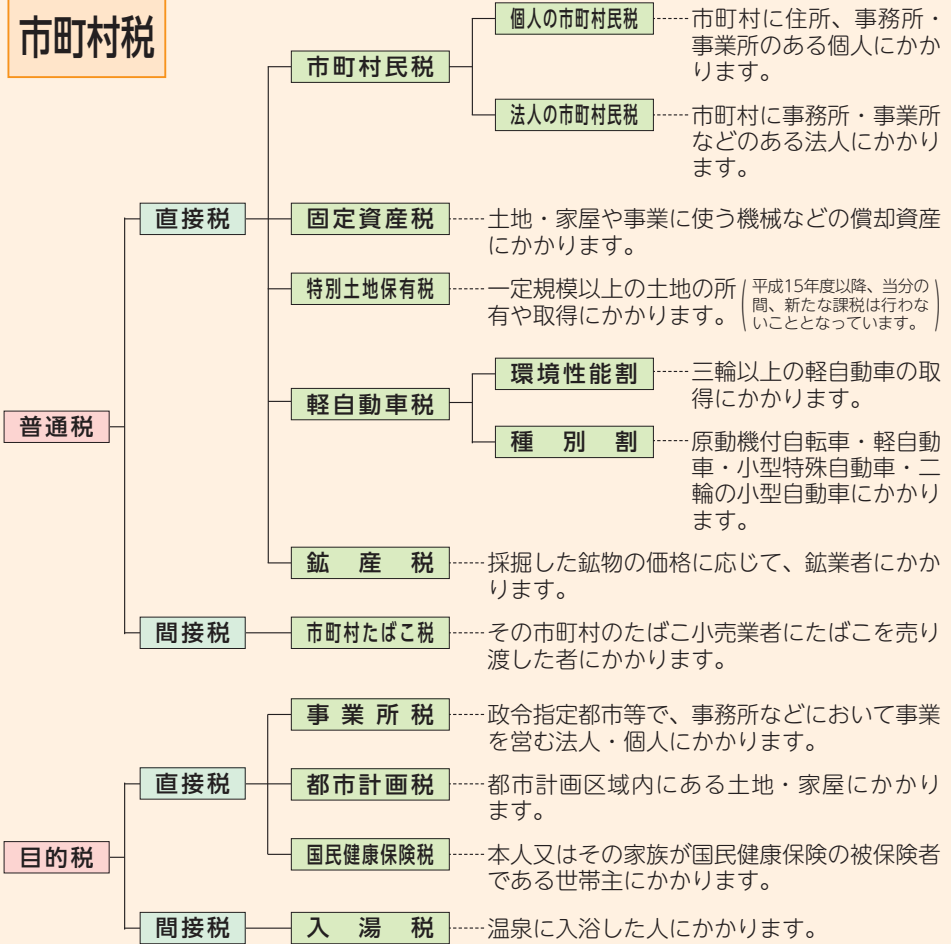
間接税など

- 消 費 税**物品・サービスの売上げ、輸入品にかかります。
- 酒 税**酒・ビール・ウイスキーなどの酒類にかかります。
- たばこ税**たばこにかかります。
- たばこ特別税**たばこにかかります。
- 揮 発 油 税**ガソリンなどにかかります。
- 地方揮発油税**ガソリンなどにかかります。
- 航空機燃料税**航空機燃料にかかります。
- 石 油 ガ ス 税**自動車燃料用のプロパンにかかります。
- 石 油 石 炭 税**原油・天然ガス・石炭・輸入石油製品にかかります。
- 自 動 車 重 量 税**自動車の車検を受けるときなどに、自動車の重量に応じてかかります。
- 印 紙 税**契約書・領収書などの文書にかかります。
- 登 録 免 許 税**不動産・船舶・会社などの登記や登録をするときにかかります。
- 電源開発促進税****と ん 税** **特 別 と ん 税**
- 関 税****国 際 観 光 旅 客 税**

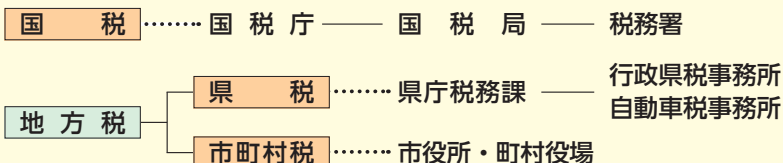
税金の種類



市町村税



《 国税・地方税の機構 》





個人の県民税

県の仕事に必要な経費を、広く県民の皆さんにその能力に応じて負担していただくという考え方で設けられており、前年中の所得についてかかる税金です。

県民税と市町村民税を併せて一般に住民税と呼ばれています。

◆納める人◆

毎年1月1日現在で

- 群馬県内に住所がある人……………均等割と所得割
- 群馬県内に事務所、事業所または家屋敷を
持っている人で、その市町村内に住所のない人……………均等割

◆納める額◆

	納める額
均等割	1,700円(注1・2)
所得割	課税所得金額× $\frac{4}{100}$

(注) 市町村民税は次のとおりです。
均等割…3,000円(注2)
所得割…課税所得金額×6/100
森林環境税(国税)…1,000円
(詳細は17ページをご覧ください。)

○個人住民税均等割の特例(平成26年度～)

平成25年度までの個人住民税均等割の税率は、県民税1,000円、市町村民税3,000円の合計4,000円でしたが、平成26年度から以下のとおり引き上げられています。

(注1) 群馬県では、平成26年度からぐんま緑の県民税を導入しました。これにより、個人の県民税の均等割の税額に年額700円が上乗せとなっています(ぐんま緑の県民税については22ページをご覧ください)。

(注2) 東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災政策の財源としての均等割りの上乗せ(県民税・市町村民税で各500円)は令和5年度で終了となりました。

* 所得割額の計算例

$$\left(\begin{array}{l} \text{前年の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{必要経費(事業専従者控除を含む。)} \\ \text{給与所得控除(会社員等の場合)} \\ \text{公的年金等控除(年金受給者の場合)} \end{array} \right) - \text{所得控除額} = \text{課税総所得金額}$$

$$\text{課税総所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

(注) 土地・建物などの譲渡所得、山林所得及び退職所得は、別の方法で計算されます。

◆事業専従者控除◆

事業を行う人と生計を同じにする15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事する者がいる場合には、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。

- ・青色申告をしている場合……専従者に支払われた適正な給与額
- ・白色申告をしている場合……専従者1人について次のいずれか少ない金額
 - {・50万円(専従者が配偶者の場合には86万円)
 - {・事業専従者控除前の所得金額÷(専従者数+1)

◆給与所得控除◆

給与収入の金額(年収)	控除額
55万円以下の場合	全額
55万円を超え162万5千円以下の場合	55万円
162万5千円を超え180万円以下の場合	収入金額×40%-10万円
180万円を超え360万円以下の場合	収入金額×30%+8万円
360万円を超え660万円以下の場合	収入金額×20%+44万円
660万円を超え850万円以下の場合	収入金額×10%+110万円
850万円を超える場合	195万円※

※ 子育て・介護世帯は、別途、所得金額調整控除が加味されます。

(注) 給与収入の金額が660万円未満の場合は、実際には所得税法別表第五によって直接給与所得の金額を求めます。

◆ 公的年金等控除 ◆

年齢区分	公的年金等の収入金額 (以下、表中「A」とする)	控 除 額		
		公的年金等に係る雑収入以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	330万円以下の場合	110万円(Aを限度)	100万円(Aを限度)	90万円(Aを限度)
	330万円を超え 410万円以下の場合	A×25% +27万5千円	A×25% +17万5千円	A×25% +7万5千円
	410万円を超え 770万円以下の場合	A×15% +68万5千円	A×15% +58万5千円	A×15% +48万5千円
	770万円を超え 1,000万円以下の場合	A×5% +145万5千円	A×5% +135万5千円	A×5% +125万5千円
	1,000万円を超える場合	195万5千円	185万5千円	175万5千円
	65歳未満	130万円以下の場合	60万円(Aを限度)	50万円(Aを限度)
65歳未満	130万円を超え 410万円以下の場合	A×25% +27万5千円	A×25% +17万5千円	A×25% +7万5千円
	410万円を超え 770万円以下の場合	A×15% +68万5千円	A×15% +58万5千円	A×15% +48万5千円
	770万円を超え 1,000万円以下の場合	A×5% +145万5千円	A×5% +135万5千円	A×5% +125万5千円
	1,000万円を超える場合	195万5千円	185万5千円	175万5千円

(注) 年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

◆ 所得控除 ◆

項 目	控 除 額
雑 損 控 除	$\left. \begin{aligned} & \cdot \left(\frac{\text{損失額} - \text{保険などにより補てんされた金額}}{\text{総所得金額等}} \times \frac{1}{10} \right) \\ & \cdot \text{損失の金額のうち災害関連支出の金額} - 5\text{万円} \end{aligned} \right\} \text{いずれか多い金額}$
医 療 費 控 除	$\left(\frac{\text{医療費} - \text{保険などにより補てんされた金額}}{\text{総所得金額等}} \times \frac{5}{100} \right) \cdot \text{限度額}$ <p>200万円 ※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、当該医療費控除の適用を受けることはできません。</p>
社 会 保 険 料 控 除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生 命 保 険 料 控 除	<p>(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約分(新契約) 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料に係る控除額について、それぞれ次のとおり計算 12,000円以下… 支払保険料の全額 32,000円以下… 支払保険料×1/2 + 6,000円 56,000円以下… 支払保険料×1/4 + 14,000円 56,000円超… 28,000円</p> <p>(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約分(旧契約) 一般生命保険料及び個人年金保険料に係る控除額について、それぞれ次のとおり計算 15,000円以下… 支払保険料の全額 40,000円以下… 支払保険料×1/2 + 7,500円 70,000円以下… 支払保険料×1/4 + 17,500円 70,000円超… 35,000円</p> <p>(3) 新契約と旧契約の双方で保険料控除の適用を受ける場合 一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次のア及びイの金額の合計額(上限28,000円) ア 新契約の支払保険料は、(1)により計算した金額 イ 旧契約の支払保険料は、(2)により計算した金額 ・上記(1)～(3)に基づき計算した「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」の合計適用限度額は70,000円です。</p>

地震保険料控除	(支払った保険料) - (分配金・割戻金) = (支払保険料) が ・地震損害保険契約に係るもの 50,000円以下……………支払保険料×1/2 50,000円を超える場合 ……25,000円 ・(旧)長期損害保険契約に係るもの(経過措置) (平成18年12月31日までに締結し、平成19年1月1日以後契約変更していないもの) 5,000円以下……………支払保険料の全額 15,000円以下……………支払保険料×1/2 + 2,500円 15,000円を超える場合 ……10,000円 ・地震損害保険契約と(旧)長期損害保険契約の両方がある場合 それぞれ計算した金額の合計額(限度額25,000円)
障害者控除	・障害者……………26万円 ・特別障害者……………30万円 ・納税義務者又は納税義務者と生計を同じにしている親族と 同居している特別障害者……………53万円 ※16歳未満の扶養親族についても適用されます。
寡婦控除	26万円
ひとり親控除	30万円
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額……………控除額 900万円以下……………33万円(38万円) 900万円超950万円以下……………22万円(26万円) 950万円超1,000万円以下……………11万円(13万円) 1,000万円超……………控除適用なし ※()内は控除対象配偶者が70歳以上の場合の控除額。
配偶者特別控除	最高33万円(納税義務者、配偶者それぞれの所得に応じて減額されます。)
扶養控除	・扶養親族(16歳未満は扶養控除の対象外)1人につき……………33万円 ただし、その扶養親族が70歳以上の場合は1人につき……………38万円 その扶養親族が19~22歳(特定扶養親族)の場合は1人につき……………45万円 ・納税義務者又は配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の 扶養親族1人につき……………45万円
基礎控除	合計所得金額が 2,400万円以下の場合……………43万円 2,400万円を超え2,450万円以下の場合……………29万円 2,450万円を超え2,500万円以下の場合……………15万円 2,500万円を超える場合……………適用なし

◆ 税額控除 ◆

1 配当控除

株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。

2 外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。

3 調整控除

平成19年から実施された所得税から住民税への税源移譲により、税率の調整だけでは対応できない所得税と個人住民税の人的控除額(基礎控除や扶養控除等)の差額を調整し、納税者の負担が変わらないようにするため、一定額が控除されます。

4 寄附金税額控除

次の(1)から(3)の寄附金について、その寄附金額の一定額が控除されます。

- (1) 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
- (2) 群馬県共同募金会・日本赤十字社群馬県支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
- (3) 県の条例で指定した寄附金(独立行政法人・学校法人・社会福祉法人等)

5 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和7年12月未までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受ける方のうち、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を、一定の範囲内で翌年度分の住民税から控除することができます。なお、市町村に対する申告は不要です。

◆ 申告と納税 ◆

申告

3月15日までに住所地の市町村に申告書を提出しなければなりません。

所得税の確定申告書を提出した人や給与所得のみの人は、申告書を提出する必要はありません。その場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の欄の該当事項は必ず記載してください。

納税

市町村から送付される納税通知書（納付書）により、6月・8月・10月・1月（一部異なる市町村があります。）の年4回市町村民税と併せて納めます。

ただし、給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与から差し引かれ納められます（令和6年度については、17ページをご覧ください。）。

なお、65歳以上の年金受給者で個人住民税の納税義務のある方を対象に、公的年金から個人住民税の特別徴収（引き落とし）を実施しています。

◆ 配偶者がパートタイムで働いた場合の住民税・所得税（配偶者に扶養親族がない場合） ◆

○令和6年度の住民税(令和5年中のパート収入が対象)

○令和6年中の所得税

パート収入	住民税		納税者本人の所得に対する配偶者控除が認められるか
	所得割	均等割	
93(96.5)万円以下	かからない	かからない	認められる※
93(96.5)万円超 100万円以下			
100万円超103万円以下	かかる	かかる	認められない
103万円超			

パート収入	所得税	納税者本人の所得に対する配偶者控除が認められるか
103万円以下	かからない	認められる※
103万円超	かかる	認められない

※所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除は認められません。

(注) () 内の数値が適用されるのは、前橋市・高崎市・桐生市です。

◆ 会社員Aさんの令和6年度の個人の県民税の計算 ◆

・夫婦と子供2人の世帯で妻に収入はなく、子供のうち1人は特定親族（19～22歳）、もう1人は16歳未満

・給与収入は700万円、社会保険料は67万円、生命保険料（契約日：平成26年2月1日）は2.8万円、所得金額は給与所得控除を引いて、520万円になります（◆給与所得控除◆より）。所得割を計算すると、

$$\begin{aligned} & \text{所得金額} \quad \text{所得控除} \quad \text{課税所得金額} \\ & 520\text{万円} - 190\text{万円} = 330\text{万円} \\ & \text{課税所得金額} \quad \text{税率} \quad \text{所得割} \\ & 330\text{万円} \times \frac{4}{100} = 132,000\text{円} \\ & \text{所得割} \quad \text{定額減税額} \quad \text{定額減税後の所得割} \\ & 132,000\text{円} - 16,000\text{円} = 116,000\text{円} \end{aligned}$$

(注) 令和6年度は定額減税を実施。
(計算方法の詳細は17ページをご覧ください。)

(注) 税源移譲に伴う人的控除の差額調整のための税額控除により、1,000円減税されます。

所得控除の内訳	
社会保険料控除	67万円
生命保険料控除	2万円
	(28,000円 × $\frac{1}{2}$ + 6,000円)
配偶者控除	33万円
扶養控除	45万円
基礎控除	43万円
合計	190万円

したがって、Aさんの納める個人の県民税は、

$$\begin{aligned} & \text{均等割} \quad \text{所得割} \quad \text{税額控除} \\ & 1,700\text{円} + 116,000\text{円} - 1,000\text{円} = 116,700\text{円} \end{aligned}$$

※均等割には、ぐんま緑の県民税（700円）を含みます。



利子等に係る 県民税

金融機関などから利子などの支払いを受けるときにかかる税金です。

◆納める人◆

県内の金融機関等から利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

◆納める額◆

支払いを受ける利子等の額の $\frac{5}{100}$

◆利子等とは◆

預貯金の利子のほかに一時払養老保険等の金融類似商品の収益や懸賞金付預貯金等の懸賞商品も含まれます。

※ 平成28年1月1日以後に支払いを受ける分から、特定公社債（国債、地方債、上場公社債等）等が利子等から除かれ、特定配当等に係る県民税として課税されます。

◆非課税◆

1 身体に障害のある人や母子家庭の人

少額預金非課税制度(マル優)	限度額350万円
少額公債非課税制度(特別マル優)	限度額350万円
郵便貯金非課税制度(郵政民営化前に預け入れられた定期性郵便貯金に限ります。)	限度額350万円

2 勤労者が行う財産形成貯蓄

財産形成住宅貯蓄	合わせて 限度額550万円
財産形成年金貯蓄	

◆申告と納税◆

金融機関などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。なお、「eLTAX」を利用して電子申告・電子納税を行うことができます。



◆市町村への交付◆

県に納められた利子等に係る県民税のうち59.4%が、県内の市町村に対し交付されます。

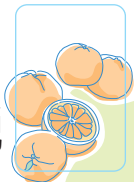
(注) 平成28年1月1日以後に支払いを受ける利子等から、法人は利子等に係る県民税が廃止となりました。

《身体に障害のある人等の非課税の手続き》

新たに預入などをする際に、金融機関などに非課税貯蓄申告書を提出し、非課税貯蓄制度の対象者であることを証する書類（年金証書、身体障害者手帳など）を提示する必要があります（金融機関などで手続きをしてください）。

株式会社などから配当などの支払いを受けるときに
かかる税金です。

特定配当等に 係る県民税



◆ 納める人 ◆

上場株式等の配当等の支払いを受けたときに群馬県内に住所がある個人

◆ 納める額 ◆

支払いを受ける特定配当等の額の $\frac{5}{100}$

(注) 発行済株式総数の3%以上を所有している人や非上場株式の配当の支払いを受け
る人については、所得税のみ源泉徴収されます。この場合、県税については、住民
税の申告をすることにより、個人の県民税が課税されます。

◆ 特定配当等とは ◆

上場株式の配当や公募株式投資信託の分配金などをいいます。

※ 平成28年1月1日以後に支払いを受ける分から、特定公社債（国債、地方債、上場
公社債等）等も、特定配当等に含まれます。

◆ 申告と納税 ◆

特定配当等の支払いをする上場企業や金融機関等が、支払いをした月の翌月10
日までに申告し、納めます。なお、「eLTAX」を利用して電子申告・電子納税を行
うことができます。

支払いを受ける人が申告や納税をする必要はありませんが、他の所得と合わせて
住民税の申告をすることもできます。その場合、申告された所得金額により計算し
た住民税所得割額から配当等に係る県民税相当額を控除した金額を翌年度に納める
こととなります。また、申告分離課税も選択できます。

他の所得と合わせて課税する場合と、上場株式等の配当等に係る所得を分離して
課税する場合の住民税所得割はそれぞれ以下のとおりとなります。

		納める額
総合課税 (配当控除適用あり)	県民税	課税所得金額 $\times \frac{4}{100}$
	市町村民税	課税所得金額 $\times \frac{6}{100}$
申告分離課税 (配当控除適用なし)	県民税	上場株式等の配当等に係る所得 $\times \frac{2}{100}$
	市町村民税	上場株式等の配当等に係る所得 $\times \frac{3}{100}$

◆ 市町村への交付 ◆

県に納められた特定配当等に係る県民税のうち59.4%が、県内の市町村に対し
交付されます。

源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割について（特例）

平成22年1月1日以後に、金融商品取引業者等の営業所を通じて、源泉徴収選択口座（所得税の源泉徴収を選択した特定口座）に上場株式等の配当等の支払いを受ける場合は、源泉徴収選択口座内で上場株式等の譲渡損失との損益通算が行われます。

◆ 納める人 ◆

源泉徴収選択口座内配当等につき支払いを受ける個人で、その年の1月1日現在で群馬県内に住所がある人

◆ 源泉徴収選択口座とは ◆

証券会社等を通じて行われた上場株式等の売買の損益計算を、証券会社等が投資家に代わって行うために開設する口座を特定口座といいます。

源泉徴収選択口座とは、特定口座のうち、口座内で生じる上場株式等の配当所得金額及び譲渡所得金額に対する所得税・県民税について源泉徴収を選択したものをいいます。

◆ 申告と納税 ◆

証券会社等が、1年分を一括して翌年1月10日までに申告し、納めます。



特定株式等 譲渡所得金額 に係る県民税

株式などを譲渡したときに生じる所得についてかかる税金です。

◆ 納める人 ◆

源泉徴収選択口座（所得税の源泉徴収を選択した特定口座）内で生じた上場株式等の譲渡所得金額の支払いを受ける個人で、その年の1月1日現在で群馬県内に住所がある人

◆ 納める額 ◆

源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡による所得金額の $\frac{5}{100}$

◆ 申告と納税 ◆

証券会社等が、1年分を一括して翌年1月10日までに申告し、納めます。なお、「eLTAX」を利用して電子申告・電子納税を行うことができます。

支払いを受ける人が申告や納税をする必要はありませんが、他の所得と合わせて住民税の申告をすることもできます。その場合、申告された所得金額により計算した住民税所得割額から特定株式等譲渡所得金額に係る県民税相当額を控除した金額を翌年度に納めることとなります。

◆ 市町村への交付 ◆

県に納められた特定株式等譲渡所得金額に係る県民税のうち 59.4% が、県内の市町村に対し交付されます。

◆ NISA (少額投資非課税制度) ◆

家計の安定的な資産形成や、自分の希望するライフプランの実現に向けた、継続的な長期・積立・分散投資を支援することを目的とした制度です。NISA口座内で投資した株式や投資信託などの金融商品から得られる配当等及びこれらを売却して得られる譲渡益などが非課税となります。

	〈 併 用 可 能 〉	
	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税対象	非課税口座内(特定累積投資勘定)における公募等株式投資信託の配当等及び譲渡益	非課税口座内(特定非課税管理勘定)における上場株式等の配当等及び譲渡益
対象年齢	口座開設の年の1月1日において満18歳以上の居住者等	
年間投資上限	120万円	240万円
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円(簿価残高で管理し、枠の再利用が可能)	
		1,200万円(内数)
口座開設期間	令和6年1月1日～(恒久化)	
非課税保有期間	無期限	

※ 令和5年12月31日までに投資した商品の非課税期間は、一般NISA及びジュニアNISAで最大5年、つみたてNISAで最大20年となります。なお、ジュニアNISAについては当初の非課税期間の満了後も、18歳になるまで非課税で保有することができます。

◆ 個人の県民税における定額減税 ◆

令和6年度分の個人の住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行います(納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下である場合に限ります。)

*定額減税の減税額の計算方法

全ての控除を行った後の所得割額から減税を実施します。

(定額減税額を、県民税・市町村民税それぞれの所得割額の割合により按分。)

$$\text{按分の計算式} \quad \text{定額減税額(県)} = (1\text{万円} \times \text{人数}) \times \frac{\text{所得割額(県)}}{\text{所得割額(県)} + \text{所得割額(市)}}$$

- (注) 1. 人数：納税者及び配偶者を含めた扶養家族の数をいいます。
2. 上記計算式の所得割額は定額減税前の所得割額をいいます。

○給与所得に係る特別徴収

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税[後]の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11月分ですらして徴収します。

○普通徴収(事業所得者等)

「定額減税[前]の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除します。

○公的年金等に係る所得に係る特別徴収

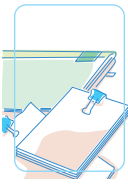
「定額減税[前]の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除します。

◆ 森林環境税(国税) ◆

令和6年度から森林環境税(国税)が課税となりました。

地球温暖化防止等の役割を担う森林を支えるため、住所のある市町村において、個人の住民税均等割と併せて年額で1,000円が課税となります。

税収は、市町村から国に払い込まれ、国から森林環境譲与税として地方団体(主に市町村)に譲与されます。



個人の事業税

事業を行う場合には、道路などの各種の公共施設を利用し、また、行政サービスを受けます。

そこで、その経費の一部を事業を営む個人に負担していただくという考え方で設けられている税金です。

◆納める人◆

県内に事務所・事業所を設けて事業を行う個人です。

◆事業の種類と納める額◆

区分	事業の種類	納める額
第一種事業	物品販売業、不動産貸付業(※1)、製造業、駐車場業(※2)、請負業、飲食店業、その他一般の営業	課税所得金額× $\frac{5}{100}$
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	課税所得金額× $\frac{4}{100}$
第三種事業	医業、弁護士業、コンサルタント業、理容業、美容業、その他の自由業	課税所得金額× $\frac{5}{100}$
	マッサージ、あん摩、はり、きゅう等の業	課税所得金額× $\frac{3}{100}$

※1 不動産貸付業の認定基準

「不動産貸付の事業規模」のうち、いずれか一つに該当した場合には、課税されます。

区分	不動産貸付の事業規模		
	住宅用	住宅用以外 (貸店舗・事務所等)	左記の各種類の貸付けを併せて行っている場合
家屋	一戸建	10棟以上のもの	室数、棟数及び契約件数の合計が10以上のもの
	一戸建以外	10室以上のもの	
土地	契約件数が10件以上又は総面積が2,000㎡以上のもの	契約件数が10件以上のもの	
面積・収入	建物の貸付けを行っている場合は、上記基準未滿であっても貸付延床面積が600㎡以上で、かつ当該建物の貸付けに係る収入金額が800万円以上のもの		

(注1) アパート等の一括貸しは、室数で数えます。

(注2) 家屋の場合、空家(室)であっても、貸付可能物件であれば算入されます。

(注3) 共有物件は、持分にかかわらず、共有物件全体の状況により認定します。

※2 駐車場の認定基準

- ・立体式、地下式等建築物である駐車場…駐車可能台数に関係なく課税になります。
- ・建築物以外の駐車場…駐車可能台数が10台以上の場合には、課税になります。

*税額の計算方法

$$\left(\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{各種控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}} \right) \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

(注) 所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じですが、「青色申告特別控除」の適用はありません。

◆ 各種控除額 ◆

項 目	控 除 の 内 容
事業主控除	年額290万円（事業の期間が1年に満たない場合は、月割に） よって計算します。
損失の繰越控除 （青色申告者に限る）	事業によって生じた損失（赤字）は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。
被災事業用資産の損失の繰越控除	震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。
事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除	事業に使っていた機械、車両などを譲渡したために生じた損失についても、事業による所得の計算上控除することができます。なお、青色申告者については、翌年以後3年間にわたって繰り越して控除できます。
事業専従者控除	<p>事業を行う人と生計を同じにする15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。</p> <p>青色申告者 …… 青色事業専従者に支払われた適正な給与額 白色申告者 …… 事業専従者1人について次のいずれか少ない額</p> <p>(1) 配偶者である事業専従者 …… 86万円 その他の事業専従者 …… 50万円</p> <p>(2) $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数} + 1}$</p>

◆ 申告と納税 ◆

申告

3月15日までに申告書を提出します。

所得税の確定申告書、あるいは、市町村民税・県民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。

年の中途に事業をやめた人は、やめた日から1か月以内（死亡により事業をやめたときは相続人が4か月以内）に申告します。

納税

8月と11月の2回に分けて納税通知書により納めます。ただし、税額が1万円以下の人は、8月に全額を納めます。

《口座振替納税をご利用ください》

個人の事業税の納税には、「安全・便利・確実」な口座振替制度をご利用ください。

令和7年度から個人の事業税の口座振替納税に係る領収証書の送付を廃止します。ご理解とご協力をお願いします。



法人の県民税

県の仕事に必要な経費を、法人に負担していただくという考え方で設けられている税金です。

◆ 納める人 ◆

- 県内に事務所・事業所を持っている法人 …………… 均等割と法人税割
- 県内に事務所・事業所を持っていないが、寮・宿泊所・クラブなどを持っている法人 …………… 均等割
- 県内に事務所・事業所又は寮などを持っている、収益事業を行っている法人でない社団又は財団 …………… 均等割と法人税割

◆ 納める額 ◆

法人の区分		税率	
均等割	次に掲げる法人 1 公共法人及び公益法人等（地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの） 2 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの） 3 一般社団法人（非営利型法人を除く。）及び一般財団法人（非営利型法人を除く。）（※1） 4 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く。） 5 資本金等の額が1,000万円以下の法人	年額 21,400円 (うち1,400円はぐんま緑の県民税)	
	資本金等の額（※2）を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額 53,500円 (うち3,500円はぐんま緑の県民税)	
	資本金等の額（※2）を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 139,100円 (うち9,100円はぐんま緑の県民税)	
	資本金等の額（※2）を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 577,800円 (うち37,800円はぐんま緑の県民税)	
	資本金等の額（※2）を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 856,000円 (うち56,000円はぐんま緑の県民税)	
法人の区分		事業年度開始日別 税率	
		H26.10.1～ R1.9.30	R1.10.1以後
法人税割	①資本（出資）金の額が1億円を超える法人 ②法人税額が年1,000万円を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社	法人税額（※3）の 4%	法人税額（※3）の 1.8%
	①～③以外の法人	法人税額（※3）の 3.2%	法人税額（※3）の 1%

- ※1 一般社団法人及び一般財団法人のうち、非営利型法人については、1の公益法人等となります。
- ※2 平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、「資本金等の額」(地方税法第23条第1項第4号の2)が「資本金+資本準備金」を下回る場合には、「資本金+資本準備金」により区分します。
- ※3 連結申告法人の場合、「法人税額」は「個別帰属法人税額」になります。

○ぐんま緑の県民税

群馬県では、平成26年度からぐんま緑の県民税を導入しました。これにより、平成26年4月1日以後に終了する事業年度分から、資本金等の額により、年額1,400円～56,000円（県民税均等割の税額の7%相当額）が上乗せとなっています。（ぐんま緑の県民税については22ページをご覧ください。）。

◆ 法人の県民税の超過税率（超過課税）◆

（令和3年5月1日から令和8年4月30日までに終了する事業年度に適用）

群馬県では、法人の県民税（法人税割）の標準税率の1%を、1.8%とする超過課税を実施しています。

防災・減災対策や医療・福祉施策をはじめとする県民の幸福度を高めるための群馬県独自の施策を推進するための財源とするため、県内の法人からご協力をいただいています。

なお、法人の県民税（法人税割）の超過税率が適用される法人は、前ページ（20ページ）の表中、法人税割の欄で①～③に該当する法人です。

ただし、平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分は、法人の県民税（法人税割）の標準税率が3.2%、超過税率が4%となります。

◆ 申告と納税 ◆

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
確定申告		(法人税額×税率+均等割額) －中間納付額	事業年度終了の日の翌日から2か月以内(会計監査人の監査を受けることなどの理由により決算が確定しない法人にあつては3か月(連結申告法人又は通算申告法人は4か月)以内)(※1)
中間申告 (事業年度が6か月を超え、前期の法人税額の6か月相当額が10万円を超える法人(※2))	(1) 予定申告	前事業年度の法人税割額× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ (※3) + 均等割額	事業年度(通算子法人の場合は事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度)開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告(※4)	法人税額×税率+均等割額	
解散法人の申告 (※5)	(1) 清算中の事業年度が終了した場合の申告	法人税額×税率+均等割額	事業年度終了の日の翌日から2か月以内
	(2) 残余財産の一部を分配した場合の申告	法人税額×税率	分配の日の前日まで
	(3) 残余財産が確定した場合の申告	(法人税額×税率+均等割額) －清算中の予納額	残余財産確定の日の翌日から1か月以内(※6)
公共法人及び公益法人等で法人税法上の収益事業を行わないもの		均等割額	4月30日

※1 平成29年4月1日以後に開始する事業年度においては、会計監査人を置いている場合で、かつ定款等の定めにより各事業年度終了の日から3か月以内に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、4月を超えない範囲内において、税務署長が指定する月数の期間延長されます。

※2 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6か月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6か月を経過した日において通算親法人との間に完全支配関係がある法人と読み替えます。

※3 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの月数となります。

※4 通算親法人が協同組合等である場合の通算子法人や、連結申告法人は仮決算に基づく中間申告を行うことはできません。

※5 平成22年10月1日以後に解散(合併による解散を除く。)した場合は、「解散法人の申告」のうち(2)の申告は要しないこととなり、(3)の「納める税額」の計算の際、清算中の予納額は減算されないこととなります。

※6 通算子法人で、その残余財産確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合には、残余財産確定の日の翌日から2か月以内となり、申告延長の特例も適用されます。

(注) 2以上の都道府県に事務所・事業所を持っている法人の法人税割は、関係都道府県ごとの従業員数であん分計算した税額を申告し、納めます。

◆ 納期限の延長に係る延滞金の特例 ◆

会計監査人の監査を受けることなどの理由によって申告納付期限の延長の承認を受けている法人が、期限の延長の承認を受けた期間の延滞金の率は、「延滞金・加算金」のページ(48ページ)をご覧ください。

ぐんま緑の県民税 (森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税)

群馬県は県土の3分の2を森林が占める関東一の森林県です。

森林は、豊かな水を育み、また、災害を防止するなど、私たちの安全・安心な暮らしと活発な経済活動を支えています。

群馬県では、県民・事業者の皆様にご協力いただき、この大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、県民税均等割の超過課税として「ぐんま緑の県民税」を導入し、様々な施策に取り組んでいます。



◆納める人◆

個人の県民税均等割及び法人の県民税均等割を納める方。

◆納める額◆

個人の場合：年額 700 円（個人の県民税均等割額に加算）

法人の場合：法人の県民税均等割の税額の7%相当額

（詳細な税額は P.20 をご覧ください。）

◆申告と納税◆

個人の場合：個人の県民税として、個人の市町村民税と併せて市町村に納めます。

法人の場合：法人の県民税として、県に申告納付します。

◆使いみち◆

ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を「ぐんま緑の県民基金」に積み立てた上で、水源地域等の森林整備やボランティア活動・森林環境教育の推進等、森林環境を保全するための施策に充てます。



事業を行う場合には、道路などの各種の公共施設を利用し、また、行政サービスを受けます。

そこで、その経費の一部を事業を営む法人に負担していただくという考え方で設けられている税金です。

法人の事業税



◆ 納める人 ◆

県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人です。

ただし、公益法人及び法人でない社団又は財団などは、収益事業を営む場合に限り課税されます。

◆ 納める額 ◆

法人等の区分に応じて、所得金額や収入金額に下表の税率を乗じた金額です。

(1) 所得金額課税法人・収入金額課税法人

法人の区分		事業年度開始日別 税率			
		①H26.10.1 ～R1.9.30	②R1.10.1 ～R2.3.31	③R2.4.1 ～R4.3.31	④R4.4.1 以後
一般法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%		
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%	5.3%		
	所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	7.0%		
	資本金の額や出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	6.7%	7.0%		
特別法人 (協同組合 信用金庫 医療法人など)	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%		
	所得のうち年400万円を超える金額	4.6%	4.9%		
	資本金の額や出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	4.6%	4.9%		
電気供給業(下記※1を除く)、ガス供給業※2又は保険業を行う法人	収入金額	0.9%	1.0%		
※1 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える一般法人	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
		収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
	1億円以下の一般法人	所得	—	—	1.85%
特定ガス供給業※3を行う法人	収入金額	—	—	—	0.48%

※2 ガス供給業とは、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業並びにこれら以外の事業のうち同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う事業に限定されます。

また、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業に限定されます。

※3 特定ガス供給業とは、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者(同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業(同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。)をいいます。

(注1) 協同組合等のうち、一定の規模以上のものについては、所得のうち年10億円を超える金額の税率は、税率①の場合5.5%、税率②の場合5.7%となります。

(注2) 所得金額の計算は、原則として法人税の場合と同じです。

(2) 外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人）

区 分		事業年度開始日別 税率					
		①H27.4.1 ~H28.3.31	②H28.4.1 ~R1.9.30	③R1.10.1 ~R2.3.31	④R2.4.1 ~R4.3.31	⑤R4.4.1 以後	
所得基準	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.6%	0.3%	0.4%		1.0%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	2.3%	0.5%	0.7%		
		所得のうち年800万円を超える金額	3.1%	0.7%	1.0%		
		3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	3.1%	0.7%	1.0%		
外形基準	付加価値割	付加価値額 報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料±単年度損益	0.72%	1.2%			
		電気供給業のうち小売電気事業等・ 発電事業等・特定卸供給事業を行う法人	—	—	—	0.37%	
		特定ガス供給業を行う法人	—	—	—	0.77%	
	資本割	資本金等の額	0.3%	0.5%			
		電気供給業のうち小売電気事業等・ 発電事業等・特定卸供給事業を行う法人	—	—	—	0.15%	
		特定ガス供給業を行う法人	—	—	—	0.32%	

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、「資本金等の額」（地方税法第72条の21第1項）が「資本金+資本準備金」を下回る場合には、「資本金+資本準備金」により区分します。

※ 上表の3つの割の合計額を納めます。一般に、付加価値割と資本割を外形標準課税といいます。外形標準課税の対象となる法人は、付加価値割と資本割も納めますので、所得割の税率は、外形標準課税の対象とならない法人に比べて低くなっています。

○外形標準課税の拡大について

平成27年度及び平成28年度から外形標準課税（法人事業税付加価値割及び資本割）の税率が上げられました。税率については上記のとおりです。

付加価値割における賃上げ促進税制について

法人税の賃上げ促進税制の要件を満たす場合は、法人税の「控除対象給与等支給増加額」を法人の事業税付加価値割の課税標準である報酬給与額から控除できます。

なお、控除額は、既存の雇用安定控除との重複を調整したものになります。

$$\text{〔控除額〕} = \text{法人税の控除対象給与等支給増加額} \times \frac{\text{（報酬給与額－雇用安定控除額）}}{\text{報酬給与額}}$$

雇用安定控除調整率

◆ 申告と納税 ◆

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
確定申告		所得(収入)金額×税率 －中間納付額	原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内
中間申告 (事業年度が6か月を超え、前期の法人税額の6か月相当額が10万円を超える法人(※1))	(1) 予定申告	前事業年度の税額 ÷前事業年度の月数×6(※3)	事業年度(通算子法人の場合は事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度)開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告(※2)	仮決算の所得(収入)金額×税率	
解散法人の申告 (※4)	(1) 清算中の事業年度が終了した場合の申告	所得(収入)金額×税率	事業年度終了の日の翌日から2か月以内
	(2) 残余財産の一部を分配した場合の申告	分配額が解散当時の資本の金額等を超える部分×税率	分配の日の前日まで
	(3) 残余財産が確定した場合の申告	清算所得金額×税率 －清算中の予納額	残余財産確定の日の翌日から1か月以内(※5)

※1 外形標準課税又は収入金課税の対象となる法人については、法人税において中間申告を要しない場合であっても、必ず中間申告をしなければなりません。

また、通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6か月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6か月を経過した日において通算親法人との間に完全支配関係がある法人と読み替えます。

※2 仮決算による中間申告に係る法人事業税額が予定申告に係る法人事業税額を超えている場合や、通算親法人が協同組合等である場合の通算子法人、連結申告法人は仮決算に基づく中間申告を行うことはできません。

※3 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの月数となります。

※4 平成22年10月1日以後に解散(合併による解散を除く。)した場合は、「解散法人の申告」のうち(2)の申告は要しないこととなり、(3)の「納める税額」の計算は、「所得金額×税率」となります。

※5 通算子法人で、その残余財産確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合には、残余財産確定の日の翌日から2か月以内となり、申告延長の特例も適用されます。

2以上の都道府県に事務所・事業所を持っている法人は、課税標準の総額を、事業の種類によって次の基準により関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告し、納めます。

法人の種類	分割基準
発電事業 特定卸供給事業	4分の3を発電所用の固定資産の価額 4分の1を総固定資産の価額
送配電事業	4分の3を発電所に接続する送電容量 4分の1を総固定資産の価額
ガス供給業・倉庫業	固定資産の価額
鉄道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数
製造業	従業者数
その他の法人	2分の1を事務所等の数 2分の1を従業者数

(注1) 固定資産の価額、送電容量、軌道の延長キロメートル数、事務所等の数及び従業者数は、事業年度の末日現在によります。

(注2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者数は、1.5倍として計算します。

◆確定申告書の提出期限の延長◆

定款等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、確定申告書の提出期限までに当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にある場合などは、その旨の承認申請書を提出し承認されれば、以後事情の変更がない限り継続して確定申告書の提出期限が1月（連結申告法人又は通算申告法人の場合は2月）延長されます。

さらに平成29年4月1日以後に開始する事業年度においては、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3か月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、その定めの内容を勘案して4月を超えない範囲内において、都道府県知事が指定する月数の期間の確定申告書の提出が延長されます。

なお、この期限の延長の承認を受けた期間の延滞金については、「延滞金・加算金」のページ（48ページ）をご覧ください。

◆市町村への交付◆

県に納められた法人の事業税額のうち7.7%が、県内の市町村に対し交付されます。

大法人の電子申告が義務化されました

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人が行う法人の県民税・法人の事業税等の申告の提出は、電子申告（eLTAX）による方法が義務化されました。

◆対象法人◆

- ①事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人
- ②保険業法に規定する相互会社、投資法人、特定目的会社

◆対象申告書等◆

確定申告書、予定申告書、仮決算に基づく中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきとされている書類

※ 義務化の対象となる法人について、電子申告による提出がなされない場合は、不申告として取扱い、加算金の対象となりますので、ご注意ください。

地方税もネットで申告・納税!

eLTAX



「eLTAX」を利用して、法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の電子申告・電子納税を行うことができます。

また、その他の税目でも電子申告・電子納税を利用できるものがあります。

今後ますます便利になるeLTAXを、是非、ご利用ください。

詳しくは、46ページをご覧ください。

地方法人税（国税）

地方法人税は地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として創設された税金（国税）です。

納められた税額は、地方交付税として、県や市町村の財源となります。

◆ 納める人 ◆

法人税の納税義務がある法人です。

（注）平成26年10月1日以後に開始する事業年度から課税されます。

◆ 納める額 ◆

基準法人税額×税率（10.3%）

（注1）平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、令和元年10月1日以後に開始する事業年度からと、段階的に法人住民税（県民税・市町村民税）が引き下げられましたが（県民税4.0%、市町村民税6.3%：計10.3%）、その引き下げ分に相当する額です。

（注2）平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の地方法人税の税率は4.4%となります。

◆ 申告と納税 ◆

法人税と併せて国（税務署）に申告します。

地方法人特別税（国税）

地方税収の偏在と地方間の財政力格差を是正するという考え方で設けられている税金（国税）です。

地方法人特別税は国税ですが、都道府県が「法人の事業税」と併せて賦課徴収し、国に払い込みます。払い込まれた「地方法人特別税」は、地方法人特別譲与税として都道府県に再配分されます。

◆ 納める人 ◆

法人の事業税（所得割・収入割）の納税義務のある法人です。

◆ 納める額 ◆

法人の区分に応じて基準法人所得割額や基準法人収入割額に次の表の「税率①～③」を乗じた金額です。

法人の区分	課税標準	事業年度開始日別 税率		
		① H26.10.1 ～H27.3.31	② H27.4.1 ～H28.3.31	③ H28.4.1 ～R1.9.30
外形標準課税対象法人	基準法人所得割額	67.4%	93.5%	414.2%
一般法人(外形標準課税対象法人除く) 特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人など)	基準法人所得割額	43.2%	43.2%	43.2%
電気・ガス供給業(※)、保険業、貿易保険業	基準法人収入割額	43.2%	43.2%	43.2%

※ ガス供給業は23ページのとおりです。

（注1）地方税法に規定する標準税率によって計算した所得割額及び収入割額をそれぞれ、基準法人所得割額又は基準法人収入割額といいます。

（注2）令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税は廃止されました。

◆ 申告と納税 ◆

法人の事業税と併せて申告をします。

地方法人特別譲与税

都道府県から国へ払い込まれた地方法人特別税の税収を人口($\frac{1}{2}$)及び従業者数($\frac{1}{2}$)の譲与基準で国から(5、8、11、2月の年4回)譲与されます。

特別法人事業税（国税）

地方税の税源の偏在性を是正するという目的で創設された税金（国税）です。

特別法人事業税は国税ですが、都道府県が「法人の事業税」と併せて賦課徴収し、国に払い込みます。払い込まれた「特別法人事業税」は、特別法人事業譲与税として都道府県に再配分されます。

◆納める人◆

法人の事業税（所得割・収入割）の納税義務のある法人です。

（注）令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から課税されます。

◆納める額◆

法人の区分に応じて基準法人所得割額や基準法人収入割額に次の表の税率を乗じた金額です。

法人の区分	課税標準	事業年度開始日別 税率		
		R1.10.1~	R2.4.1~	R4.4.1~
外形標準課税対象法人	基準法人所得割額	260%		
一般法人（外形標準課税対象法人除く）	基準法人所得割額	37%		
特別法人（協同組合、信用金庫、医療法人など）	基準法人所得割額	34.5%		
電気・ガス供給業（※）、保険業	基準法人収入割額	30%		
電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業を行う法人	基準法人収入割額	30%	40%	
特定ガス供給業を行う法人（※）	基準法人収入割額	—	—	62.5%

※ ガス供給業及び特定ガス供給業は 23 ページのとおりです。

（注）地方税法に規定する標準税率によって計算した所得割額及び収入割額をそれぞれ、基準法人所得割額又は基準法人収入割額といいます。

◆申告と納税◆

法人の事業税と併せて申告をします。

特別法人事業譲与税

都道府県から国へ払い込まれた特別法人事業税の税収を人口の譲与基準で国から（5、8、11、2月の年4回）譲与されます。

ただし、当該年度の普通交付税の財源超過団体に対しては、譲与額から当該譲与額の75%に相当する額を控除した額が譲与され、当該年度の普通交付税の財源超過団体以外の都道府県に対しては、財源超過団体で控除された額を各都道府県の人口であん分した額が加算されます。



不動産（土地・家屋）を取得したときにかかる税金
です。

不動産取得税

◆ 納める人 ◆

不動産（土地・家屋）を売買・交換・贈与・建築（新築・増築・改築）などで取得した人です。この場合の取得は、有償、無償及び登記の有無は問いません。

◆ 納める額 ◆

不動産の評価額に税率を掛けて算出します。

税額＝不動産の評価額×税率

不動産の種類		不動産の取得の時期
		H20. 4. 1～R 9. 3. 31
土	地	3%
家	住宅	3%
屋	住宅以外	4%

(注) 評価額とは、購入価格や建築工事費ではなく、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。家屋を新築したり増改築したときのように、固定資産課税台帳に価格が登録されていない場合などは、調査の上、固定資産評価基準により決定した価格となります。

(宅地などの評価額の特例措置)

令和9年3月31日までに宅地等を取得した場合、その評価額は2分の1となります。

◆ 非課税 ◆

- 1 相続や法人の合併により不動産を取得した場合
- 2 公共の用に供する道路や保安林、墓地を取得した場合
- 3 学校法人、宗教法人が本来の事業のために使用する不動産を取得した場合 など

◆ 免 税 ◆

- 1 取得した土地の評価額が10万円未満の場合
- 2 建築した家屋の評価額が23万円未満の場合
- 3 売買・贈与などにより取得した家屋の評価額が12万円未満の場合

◆ 不動産の取得日 ◆

契約内容その他から総合的に判断して、現実不動産を取得したと認められる日が取得日となります。

◆ 税額の軽減 ◆

住宅の取得などに対する不動産取得税については、申請により軽減措置が受けられます。

1 住宅（別荘を除く）に関する軽減

(1) 新築住宅

適用される場合	評価額から控除される額（一戸につき）
次の要件に該当する住宅（特例適用住宅）を新築したり未使用の特例適用住宅を購入した場合 ・床面積が50㎡以上240㎡以下 （賃貸マンションなどは一区画につき40㎡以上240㎡以下）	1,200万円 (注)

(注) 認定長期優良住宅を令和8年3月31日までに取得した場合は、1,300万円が控除されます。

(2) 中古住宅（耐震基準適合既存住宅）

適用される場合	新築年月日	控除される額
次の要件すべてに該当する住宅（耐震基準適合既存住宅）を取得した場合（※1）	H9.4.1～現在	1,200万円
①床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅	H1.4.1～H9.3.31	1,000万円
②取得者自身が居住する住宅		
③昭和57年1月1日以後に新築された住宅		
ただし、昭和56年12月31日以前に新築された住宅であっても取得日の前2年以内に、新耐震基準適合証明のための調査（評価）が終了しているもの、又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されているもので、取得時点で証明する書類の交付を受けているものについては、特例措置が適用されます。	S60.7.1～H1.3.31	450万円
	S56.7.1～S60.6.30	420万円
	S29.7.1～S56.6.30	100～350万円 （※2）

※1 耐震基準適合既存住宅以外の中古住宅であっても、取得後6か月以内に耐震改修を行う等一定の要件を満たせば、軽減措置が適用されます。（平成26年4月1日以後に取得したものに限り。）

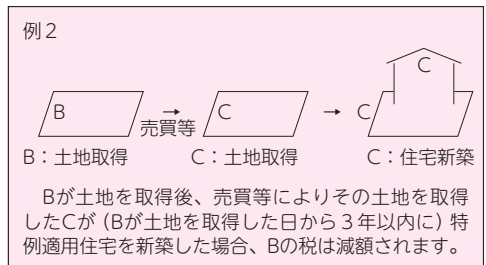
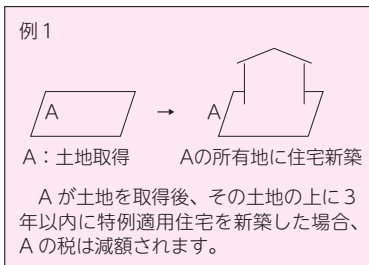
※2 新築年月日により変わります。

2 住宅用土地に関する軽減

次に該当する場合に、減額されます。

適用される場合		軽減される額
新築住宅用 土地の取得用	①取得した土地の上に3年以内（令和8年3月31日までの取得に限る）に特例適用住宅が新築された場合（※1）	下記a、bのいずれか多い方の額 a 45,000円 b $\frac{\text{土地の評価額※}}{\text{土地の面積}} \times \underbrace{\text{住宅の床面積} \times 2}_{\text{一戸につき200㎡を限度}} \times 3\%$ ※の部分は、令和9年3月31日までに取得した場合、2分の1となります。
	②特例適用住宅の新築後1年以内にその敷地を取得した場合	
	③新築未使用の特例適用住宅及びその敷地を住宅の新築後1年以内に取得した場合	
中古住宅等用 土地の取得	④新築から1年を超える未使用の特例適用住宅（自己居住用。※2）の敷地をその住宅を取得した日の前後1年以内に取得した場合	
	⑤耐震基準適合既存住宅の敷地をその住宅を取得した日の前後1年以内に取得した場合（※3）	

※1 土地を取得した者がその土地を特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合、又は土地を取得した者がその土地を譲渡し、直接その土地の譲渡を受けた者が特例適用住宅を新築した場合に限りです。



※2 平成10年4月1日以後に新築された住宅に限りです。

※3 耐震基準適合既存住宅以外の中古住宅で、住宅の軽減措置が適用となるものの敷地（H30.4.1以後に取得したものに限り。）を含む。

* 軽減額の計算例 (土地付き建売住宅を購入した場合)

住宅：木造、延べ床面積120㎡、評価額：900万円
土地：面積220㎡、評価額：1,100万円の場合

《軽減前の税額》

- ・住宅…【評価額】900万円×【税率】3% = 27万円
- ・土地…【評価額】1,100万円×【特例負担調整措置】 $\frac{1}{2}$ × 【税率】3%
= 16万5,000円

《軽減後の税額》

○住宅…評価額から最大1,200万円が控除されます。この場合では、軽減後の税額は0円となります。

負担調整後の評価額 土地の面積 住宅床面積の2倍の上限

○土地…550万円 ÷ 220㎡ × 200㎡ × 3% = 15万円が軽減され、この場合では、軽減後の税額は1万5,000円となります。

(注) 軽減措置の適用を受けるためには、建物の登記事項証明書(全部事項証明書)などの必要書類を添えて、所管の行政県税事務所へ申請することが必要です。

3 その他の特例措置

次のような場合、一定の要件を満たしていれば、軽減措置等が受けられます。

- 公共事業のため不動産を譲渡し、2年以内に代替不動産を取得した場合、又は代替不動産を取得し、1年以内に公共事業のため不動産を譲渡した場合
- 災害等によって不動産を滅失し、災害後5年以内にその代替不動産を取得した場合
- 親族間において行われた不動産の贈与が当該贈与の行われた日の属する年の翌年の12月31日までに解除された場合で、一定の要件に該当するとき。

また、一定の要件を満たしている場合、徴収猶予を受けることができます。

これらの措置については納期限までに申請をしていただく必要のあるものがあります。詳しくは、行政県税事務所までご相談ください。

◆ 申告と納税 ◆

申告

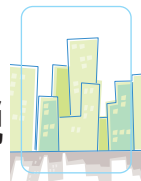
土地又は建物の表示に関する登記又は所有権の移転登記をしていれば、申告の必要はありません。

納税

納税通知書により定められた期限までに納めます。

固定資産税は市町村税ですが、市町村の財政上の均衡を図る見地から、大工場などの一定限度額以上の償却資産に対して県が課税するものです。

県固定資産税



◆ 納める人 ◆

一定限度額以上の償却資産の所有者

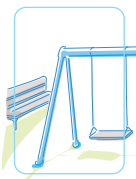
◆ 納める額 ◆

市町村が課税する固定資産税の課税標準額となるべき金額を超える部分の金額の $\frac{1.4}{100}$

◆ 申告と納税 ◆

申告 1月31日までに県税務課に申告します。

納税 4月・7月・12月・2月の4回に分けて納税通知書により納めます。



地方消費税

国の消費税と同じように、商品の販売、サービスの提供及び輸入される貨物の引取りに対してかかる税金です。
地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実などのため地方税源の充実を図る必要から、県民の皆さんに広く負担していただくものです。

◆納める人◆

製造業、卸売業、小売業、サービス業などを行う事業者及び輸入貨物を引き取る者が納めますが、地方消費税は、消費税と同じように商品やサービスの価格に転嫁されますので、最終的には消費者の負担となります。

◆納める額◆

消費税(国税)額の $\frac{22}{78}$ (消費税率に換算すると2.2%相当額)
消費税と地方消費税を合わせた税率は10%となります。

- 社会保障の安定財源の確保などを図るため、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が次のとおり引き上げられました。引上げ分については社会保障のための財源として活用されています。

令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が次のとおりさらに引き上げられました。ただし、酒類、外食を除く飲食品及び定期購読契約が締結された週二回以上発行される新聞に対しては、軽減税率が適用されます。

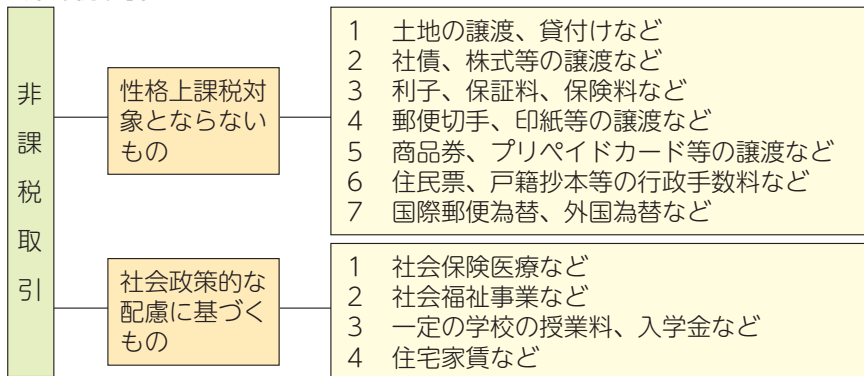
区 分	消費税率	地方消費税率(※)	計
～平成26年3月31日	4%	1%	5%
平成26年4月1日～令和元年9月30日	6.3%	1.7%	8%
令和元年10月1日～	標準税率	2.2%	10%
	軽減税率	6.24%	1.76%

※ 地方消費税の税率は、消費税率に換算したものの

◆非課税・免税◆

消費税(国税)がかからない次の場合には地方消費税もかかりません。

1 非課税取引



2 免税取引

国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け(輸出取引)など

◆申告と納税◆

- 1 譲渡割…譲渡割は、国内取引を行う課税対象事業者が、消費税と併せて税務署に申告し、消費者から預った税額を納めます。

○中間申告

直前の課税期間の消費税額	納める額	申告と納税の期限
(1) 48万円を超え 400万円以下	直前の課税期間の 地方消費税額 $\times \frac{1}{2}$	個人事業者：8月末日 法人：課税期間開始の日以後6か月を経過した 日から2か月以内
(2) 400万円を超え 4,800万円以下	直前の課税期間の 地方消費税額 $\times \frac{1}{4}$	個人事業者：5月末日・8月末日・11月末日 法人：課税期間開始の日以後3か月、6か月、 9か月を経過した日から2か月以内
(3) 4,800万円超	直前の課税期間の 地方消費税額 $\times \frac{1}{12}$	個人事業者：(1～3月分)5月末日 (4～11月分)中間申告対象期間の末日の 翌日から2か月以内 法人：(課税期間開始後の1か月分)課税期間開始の 日以後2か月を経過した日から2か月以内 (上記以降の10か月分)中間申告対象期間 の末日の翌日から2か月以内

(注) 仮決算に基づく中間申告の場合、納める額は、「仮決算消費税額 $\times \frac{22}{8}$ 」になります。

○確定申告

納める額	申告と納税の期限
(売上げに係る消費税額 - 仕入れに係る消費税額) $\times \frac{22}{8}$ - 中間納付額	個人事業者：翌年3月末日 法人：課税期間の末日の翌日から2か月以内

- 2 貨物割…貨物割は、課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者が、その引取りを行うときまでに、消費税の申告と併せて税関に申告し、納めます。

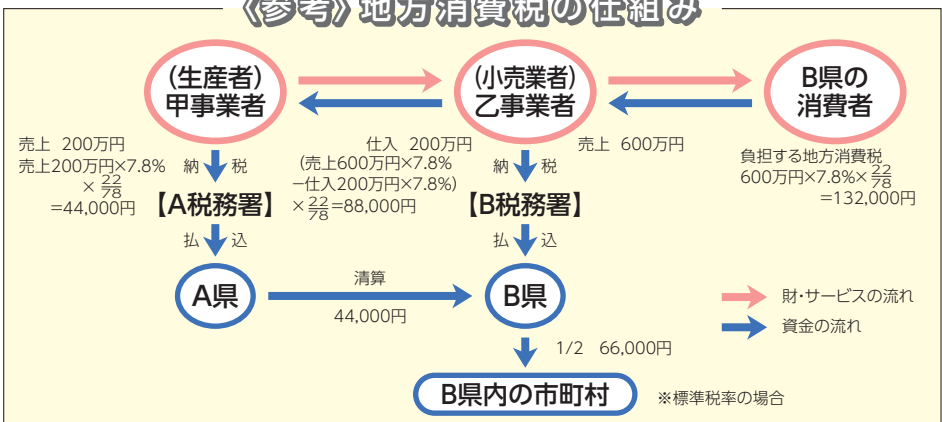
◆都道府県間の清算◆

消費者に負担していただいた地方消費税は、消費に相当する額によりあん分して都道府県間で清算し、最終消費地の都道府県の収入となります。

◆市町村への交付◆

清算を行った後の金額の2分の1は、県内の市町村に一定の基準によりあん分して交付されます。

《参考》地方消費税の仕組み





県たばこ税

県内の小売販売業者にたばこが売り渡されるときにかかる税金です。

◆ 納める人 ◆

製造たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者が納めます。

なお、この税金は、たばこの小売価格に含まれていますので、たばこの消費者が負担することになります。

◆ 納める額 ◆

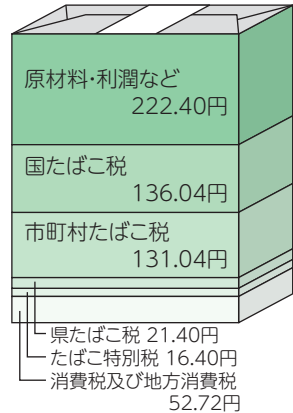
製造たばこの本数1,000本につき1,070円

※ 製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、下表の各区分における本数は、その重量をもって紙巻たばこ1本に換算します。

区 分	重 量
葉巻たばこ	1グラム
パイプたばこ	1グラム
刻みたばこ	2グラム
かみ用の製造たばこ	2グラム
かぎ用の製造たばこ	2グラム

※ 加熱式たばこについては、平成30年10月1日から、重量及び小売定価を基に、紙巻たばこ1本に換算する課税方式に段階的に移行されています。

定価580円(20本入り)の紙巻たばこの県たばこ税は約21.4円
(令和6年4月1日現在)



◆ 申告と納税 ◆

毎月分を翌月の末日までに申告し、納めます。

◆ その他 ◆

たばこ税は、国及び市町村にも一定の割合で納められます。

《たばこを買うなら県内で》

たばこ税は、たばこが買われたお店のある県や市町村の収入となっており、皆さんの暮らしに役立てられます。



ゴルフ場を利用したときにかかる税金です。

ゴルフ場 利用税



◆ 納める人 ◆

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。

◆ 納める額 ◆

ゴルフ場の等級	税額（1人1日につき）
1 級	1,200円
2 級	1,100円
3 級	1,000円
4 級	900円
5 級	800円
6 級	700円
7 級	600円
8 級	500円
9 級	400円
10 級	300円



(注1) ゴルフ場の等級は、ゴルフ場のホール数、利用料金などを基準として、県が定めます。

(注2) ゴルフ場とは、ホール数が18ホール以上でホールの平均距離が100メートル以上の施設(施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除く。)及びホール数が9ホール以上18ホール未満でホールの平均距離が150メートル以上の施設です。

◆ 非課税 ◆

次の人の利用については、利用するゴルフ場に申し出ることにより非課税になります。その際、要件を満たすことを証明するものの提示が必要です。

- 1 年齢18歳未満の人
- 2 年齢70歳以上の人
- 3 障害者
- 4 国民スポーツ大会の出場選手で同大会のゴルフ競技及び公式練習として利用する人
- 5 学生、生徒及び教員(保健体育科目の実技又は公認の課外活動の場合に限られます。)
- 6 国際競技大会の出場選手で同大会のゴルフ競技及び公式練習として利用する人(国際競技大会とは、閣議において決定されたものに限られます。)

◆ 税額の軽減 ◆

次の人の利用については、利用するゴルフ場に申し出ることにより税額が2分の1に軽減されます。

ただし、県の指定を受けているゴルフ場であることに加えて、2及び3の利用を行うには、利用料金が一定以上軽減されているなどの要件を満たすゴルフ場に限ります。

その際、要件を満たすことを証明するものの提示が必要です(3の場合を除く。)

- 1 年齢65歳以上70歳未満の人
- 2 特定のゴルフ競技会の出場選手で同競技会のゴルフ競技として利用する人
- 3 早朝・薄暮に利用する人

◆ 申告と納税 ◆

経営者が、毎月分を翌月の15日までに申告し、納めます。

◆ 市町村への交付 ◆

県に納められたゴルフ場利用税の70%は、ゴルフ場のある市町村に交付されます。



自動車税 (種別割)

自動車を所有している人にかかる税金で、財産税としての性格のほか、道路損傷負担金としての性格を有する税金です。

※ 自動車税は、税制改正により名称が「自動車税（種別割）」に変更となりました。

◆ 納める人 ◆

県内に主たる定置場のある自動車の所有者です。

ただし、売主が割賦販売等で所有権を留保しているときは、買主である使用者です。

◆ 納める額 ◆

主なものは次のとおりです。

区 分		年 税 額 (円)	
		自家用車	営業車
乗 用 車	総排気量が1ℓ以下のもの	29,500円	7,500円
	// 1ℓ超1.5ℓ以下のもの	34,500円	8,500円
	// 1.5ℓ超2ℓ以下のもの	39,500円	9,500円
	// 2ℓ超2.5ℓ以下のもの	45,000円	13,800円
	// 2.5ℓ超3ℓ以下のもの	51,000円	15,700円
	// 3ℓ超3.5ℓ以下のもの	58,000円	17,900円
	// 3.5ℓ超4ℓ以下のもの	66,500円	20,500円
	// 4ℓ超4.5ℓ以下のもの	76,500円	23,600円
	// 4.5ℓ超6ℓ以下のもの	88,000円	27,200円
	// 6ℓ超のもの	111,000円	40,700円
ト ラ ク ク	最大積載量が1t以下のもの	8,000円	6,500円
	// 1t超2t以下のもの	11,500円	9,000円
	// 2t超3t以下のもの	16,000円	12,000円
	// 3t超4t以下のもの	20,500円	15,000円
	// 4t超5t以下のもの	25,500円	18,500円
貨 客 兼 用 車 が 1t 以 下	最大積載量 総排気量が1ℓ以下のもの	13,200円	10,200円
	// 1ℓ超1.5ℓ以下のもの	14,300円	11,200円
	// 1.5ℓ超のもの	16,000円	12,800円

(注) 「自動車税（種別割）のグリーン化」については、38ページをご覧ください。

ただし、令和元年10月1日以降に初回新規登録された自家用乗用車の年税額は、次のとおりとなります。令和元年9月30日以前に初回新規登録された自家用乗用車や、自家用乗用車以外の自動車の年税額は、従前の自動車税と同様です。

総排気量	年 税 額	総排気量	年 税 額
1ℓ以下	25,000円	3ℓ超3.5ℓ以下のもの	57,000円
1ℓ超1.5ℓ以下のもの	30,500円	3.5ℓ超4ℓ以下のもの	65,500円
1.5ℓ超2ℓ以下のもの	36,000円	4ℓ超4.5ℓ以下のもの	75,500円
2ℓ超2.5ℓ以下のもの	43,500円	4.5ℓ超6ℓ以下のもの	87,000円
2.5ℓ超3ℓ以下のもの	50,000円	6ℓ超のもの	110,000円

◆ 納 税 ◆

毎年4月1日現在の所有者が自動車税事務所から送付される納税通知書により5月末日までに納めます。

なお、4月1日以後に新規登録したときは、新規登録した翌月から3月までの月割で計算した額を納めます。自動車を廃車したときは、廃車した月までの月割で計算した額を納めます。

また、4月1日以後に所有者を変更（名義変更）したときは、4月1日現在の所有者がその年度分の全額を納めます。

変更後の所有者は、翌年度から納めることとなります。

◆ 減 免 ◆

身体に障害のある人、精神に重度の障害のある人等のために使用すると認められる自動車については、申請により自動車税（種別割）が減免される場合があります。

1 対象となる自動車の使用目的

身体障害者・知的障害者・精神障害者又は戦傷病者（以下「身体障害者等」といいます。）の通学・通院・通所・生業若しくは日常生活のため。

なお、身体障害者等本人が、実際に運転又は同乗して移動する場合のみ減免の対象となります。

2 対象となる自動車の所有者・運転者の条件

区 分	自動車の所有者	自動車の運転者
身 体 障 害 者	本人又は 生計を一にする方	本 人
	本 人	生計を一にする方
		常時介護する方
知 的 障 害 者	本人又は 生計を一にする方	本 人
	本 人	生計を一にする方
		常時介護する方
精 神 障 害 者	本人又は 生計を一にする方	本 人
	本 人	生計を一にする方
		常時介護する方
戦 傷 病 者	本人又は 生計を一にする方	本 人
	本 人	生計を一にする方
		常時介護する方

(注) ①「自動車の所有者」とは、自動車の登録上の所有者をいい、具体的には車検証（自動車検査証）の所有者（所有権留保の場合は使用者）として登録されている方です。

②「生計を一にする方」とは、原則として「住民票登録上の世帯が同一」の方です。

③身体障害者等が施設に入所している場合で、運転者の方と住民票登録上の世帯が別の場合は、自動車税事務所にお問い合わせください。

④「常時介護する方」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を日常的に介護する方です。

⑤各障害で対象となる等級についての詳細は、お問い合わせください。

◆自動車税（種別割）のグリーン化◆

排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能等に応じ、一定の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（グリーン化）を行っています。

1 税率が軽減されるもの

令和5年度中に初回新規登録をした環境負荷の小さい自動車は、令和6年度のみ適用となります。

なお、軽減される税率は以下のとおりです。

対象となる自動車	軽減税率
自家用自動車及び営業用自動車のうち、以下のもの ・電気自動車 ・燃料電池車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 NOx10% 低減又は平成30年排出ガス規制適合車）	おおむね 75%軽減

※ 上記のほか、一定の燃費性能や排出ガス性能を備えた営業用の乗用車も、おおむね75%又は50%の軽減対象となっています。

なお、令和4年度に初回新規登録をし、令和5年度に軽減を受けていた自動車については、令和6年度から通常の税率となります。

2 税率が重くなるもの

初回新規登録から一定年数を経過した自動車は、税率がおおむね15%重くなります（バス・トラックは10%）。

ディーゼル車……………初回新規登録から11年を経過しているもの
 （初回新規登録が平成25年3月以前のもの…令和6年度課税分から）
 （初回新規登録が平成26年3月以前のもの…令和7年度課税分から）

ガソリン車（LPG車）……………初回新規登録から13年を経過しているもの
 （初回新規登録が平成23年3月以前のもの…令和6年度課税分から）
 （初回新規登録が平成24年3月以前のもの…令和7年度課税分から）

※ ただし、ガソリンハイブリッド車、低公害車、一般乗合バス（路線バス）及び被けん引車は重課になりません。

《口座振替納税をご利用ください》

自動車税（種別割）の納税には、「安全・便利・確実」な口座振替制度をご利用ください。

◆ 名義変更・住所変更・抹消の登録はお早めに ◆

自動車を購入したときはもちろん、売ったり、下取りに出したり、廃車したときや住所・氏名を変更したときなどは必ず運輸支局で登録の手続きをしてください。

登録手続きをしないと、自動車税(種別割)がいつまでもあなたにかかることになります。

なお、登録手続きに必要な書類及び問い合わせ先は次のとおりです。

《登録手続きに必要な書類》

下記書類のほかに、申請書及び手数料納付書が必要です。

区 分	売買等により 所有者を変更	住所を変更 (定置場を変更)	結婚等で 氏名だけを変更	廃車をする場合
譲 渡 証 明 書	○			
印鑑登録証明書(※1) 及びその実印	○ (新旧所有者のもの)			○ (所有者のもの)
委 任 状	○(※2) (新旧所有者のもの)	○(※3)	○(※3)	○(※2)
自動車保管場所証明書 (車庫証明書)(※4)	○	○		
自 動 車 検 査 証	○	○	○	○
住 民 票		○(※5)		
戸 籍 謄 本 (氏名の変更が確認できるもの)			○	
ナンバープレート (前後2枚)	○(※6)	○(※6)		○
自動車税 (環境性能割・種別割)申告書	○	○	○	

※1 印鑑登録証明書は、発行後3か月以内のものです。

※2 所有者が直接申請できない場合に必要です。

※3 所有者と使用者が異なる場合には、所有者の委任状が必要です。

※4 車庫証明書が必要な地域は、市及び町(平成12年6月1日における市及び町の区域)です。

※5 住所変更等が確認でき、発行後3か月以内のものであって、マイナンバーが記載されていないものです。

※6 自動車の登録番号が変更となる場合は必要です。また、登録を行う自動車の持ち込みが必要です。

《 問 い 合 わ せ 先 》

●自動車の登録について 関東運輸局群馬運輸支局

〒371-0007 前橋市上泉町399-1

登録関係ヘルプデスク

☎050-5540-2021

●自動車税(種別割)について 自動車税事務所

〒371-8507 前橋市上泉町397-5

☎027-263-4343 FAX027-261-5931



納税証明書(継続検査・構造等変更 検査用)について

継続検査時等の納税は、原則、電子確認を行っています。ただし、納税後すぐに継続検査を受ける場合等は、納税証明書を提示してください。



自動車税 (環境性能割)

自動車（軽自動車を除く(※)）を取得したときにかかる税金です。

※ 自動車取得税が廃止となり、自動車の取得段階の税として、県税である自動車税と市町村税である軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されました。

◆納める人◆

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車を除く。）を取得した人です。

ただし、売主が割賦販売等で所有権を留保しているときは、買主が取得者とみなされます。

◆納める額◆

自動車の取得価額×下記区分に応じた税率

区 分			税 率		
			自家用車	営業用車	
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下)又は平成21年排出ガス基準10%低減)			非課税	非課税	
乗 用 車	ガソリン車	★★★★かつ「令和12年度燃費基準85%」達成車	非課税	非課税	
		★★★★かつ「令和12年度燃費基準80%」達成車	1%	非課税	
		ガソリンハイブリッド車	★★★★かつ「令和12年度燃費基準70%」達成車	2%	0.5%
		LPG車	★★★★かつ「令和12年度燃費基準60%」達成車	3%	1%
		上記以外又は令和2年度燃費基準未達成車	3%	2%	
	ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつ「令和12年度燃費基準85%」達成車	非課税	非課税	
		平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつ「令和12年度燃費基準80%」達成車	1%	非課税	
		平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつ「令和12年度燃費基準70%」達成車	2%	0.5%	
		平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつ「令和12年度燃費基準60%」達成車	3%	1%	
		上記以外又は令和2年度燃費基準未達成車	3%	2%	

注1 ★★★★★：「平成30年排出ガス基準50%低減」又は「平成17年排出ガス基準75%低減」達成車

* バスやトラックの税率については、自動車税事務所（TEL 027-263-4343）にお問い合わせください。

◆ 免 税 ◆

取得価額が 50 万円以下の場合

◆ 申告と納税 ◆

自動車を取得した人が、運輸支局への新規登録などの申請の際、自動車税事務所に申告し、納めます。

◆ 減 免 ◆

身体に障害のある人、精神に重度の障害がある人等のために使用すると認められる自動車については、申告と同時に減免申請書を提出することにより減免される場合があります。

身体障害者等に対する減免の対象範囲については、おおむね自動車税（種別割）と同様（内容は 37 ページ）となりますが、詳細は自動車税事務所（TEL 027-263-4343）にお問い合わせください。

◆ 市町村への交付 ◆

県に納められた自動車税（環境性能割）の 40.85%は県内の市町村に交付されます。

◆ 課税標準額の軽減 ◆

先進安全自動車(ASV(側方衝突警報装置・衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)を搭載したバス等・トラック))やバリアフリー対応バス・タクシーの取得(初回新規登録のみ)に対しては、課税標準軽減の特例措置があります。

※軽自動車税（環境性能割）

令和元年9月30日をもって自動車取得税が廃止され、軽自動車に係る取得時の税金は、市町村税である「軽自動車税（環境性能割）」となりましたが、その賦課徴収については当分の間、県が行うこととされています。



軽油引取税

乗用車などの燃料であるガソリンに揮発油税（国税）がかかるように、バス・トラック・ダンプカー・乗用車などの燃料である軽油には軽油引取税がかかります。

◆ 納める人 ◆

特約業者・元売業者から軽油を引き取ったガソリンスタンドなどが、特約業者・元売業者を通じて納めますが、軽油引取税は、軽油を購入したときに支払う代金に含まれていますので、最終的には消費者の負担となります。

◆ 納める額 ◆

軽油1キロリットルにつき32,100円（32.1円/ℓ）



◆ 課税免除 ◆

- 1 石油化学製品を製造するための原材料として使用する場合
 - 2 農業・林業等を営む者が、動力耕うん機等の動力源に使用する場合
 - 3 鉱物等の採掘事業を営む者が、鉱物等の採掘用機械の動力源に使用する場合 など
- ※ ただし、1以外の用途については、令和9年3月31日までの取扱いとなります。

◆ 申告と納税 ◆

特約業者・元売業者が、毎月分を翌月の末日までに軽油の納入地の都道府県に申告し、納めます。

◆ 不正軽油は脱税です ◆

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜたり、灯油と重油を混ぜて軽油と称して販売・消費される燃料などのことです。不正軽油は、本来納めるべき軽油引取税を不正に免れ納めていないため、悪質な脱税行為です。

次の場合は、承認が必要です。

- ・軽油に灯油などを混ぜる場合
- ・灯油などを自動車の燃料として譲渡・消費する場合

（注） 承認を受けずにこれらの行為を行うと罰則の適用がありますので、ご注意ください。

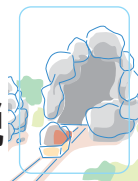
《群馬県では、不正軽油の撲滅に取り組んでいます》

不正軽油は、脱税、廃棄物（硫酸ピッチ等）の不法投棄、大気汚染など、皆さんの生活を脅かす身近な問題です！

「トラックに灯油を給油している人がいると聞いた」「安い軽油を使ったら車の調子が悪くなった」等、不正軽油に関する情報をお寄せください。

不正軽油110番 ☎027-231-2801（前橋行政県税事務所 県税課 軽油引取税係）

地下の埋蔵鉱物を採掘するという特権を与えられていることに対する負担としてかかる税金です。



鉱区税

◆ 納める人 ◆

県内に石油、石炭、金、マンガンなどの鉱区を持っている鉱業権者です。

◆ 納める額 ◆

鉱 区 の 種 類		納 め る 額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに……年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに……年400円
砂鉱を目的とする鉱区	河 床	延長1,000メートルごとに…年600円
	その他のもの	面積100アールごとに……年200円

(注) 石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区は上記の金額の $\frac{2}{3}$ です。

◆ 申告と納税 ◆

申告 鉱業権の取得、消滅または変更の日から5日以内です。

納税 毎年5月末日までに納税通知書により納めます。

狩猟のできる資格を得た人が狩猟者の登録をするときにかかる税金で、鳥獣の保護や狩猟に関する費用にあてられる目的税です。



狩猟税

◆ 納める人 ◆

狩猟者の登録を受ける人です。

◆ 納める額 ◆

種 類		税 額
第一種銃猟(猟銃) 免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	16,500円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	11,000円
網猟・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500円
第二種銃猟(空気銃) 免許に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500円

◆ 狩猟税の軽減措置 ◆

- 1 有害鳥獣捕獲等に従事する対象鳥獣捕獲員の場合は、課税免除となります。
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の場合は、課税免除となります。
- 3 狩猟者登録の申請前1年以内に鳥獣保護管理法第9条に基づく許可捕獲に従事した者の場合は、税額が $\frac{1}{2}$ となります。

(注) 軽減措置の適用期間は令和11年3月31日までです。

◆ 申告と納税 ◆

申告の必要はありませんが、狩猟者の登録を受ける際に納めます。



納税の窓口

県税の納税は、次の金融機関などで受け付けています。
 なお、納めるときは、納付書などを必ずお持ちになっておでかけください。

(令和6年4月1日現在)

区 分	名 称	
指 定 金 融 機 関	群馬銀行の本（支）店	
収 納 代 理 金 融 機 関	銀 行	東和、みずほ、三井住友、りそな、PayPay 銀行※、楽天銀行※、足利、横浜、第四北越、八十二、栃木、大光銀行の本（支）店
	信 用 金 庫	高崎、桐生、アイオー、館林、利根郡、北群馬、しなのめ、足利小山信用金庫の本（支）店
	信 用 組 合	あかぎ、群馬県、ぐんまみらい信用組合の本（支）店
	そ の 他	中央労働金庫 農林中央金庫、県内の農業協同組合の群馬県内にある本（支）店
郵 便 局	群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県の各県内及び東京都内の郵便局 (「Pay-easy (ペイジー)」マークが記載されている納付書等は、全国の郵便局で納めることができます。)	
市 町 村	前橋市 (大胡支所・宮城支所・粕川支所・富士見支所のみ)、高崎市 (倉洲支所・箕郷支所・群馬支所・新町支所・榛名支所・吉井支所のみ)、桐生市、太田市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、県内の町村 (注：個人の事業税・不動産取得税・自動車税(種別割)・鉱区税の納税に限られます。)	
県 の 事 務 所	行政県税事務所・自動車税事務所 (自動車税事務所は、自動車税 (環境性能割)、自動車税 (種別割) の納税に限られます。)	
地 方 税 統 一 Q R コード 対 応 の 金 融 機 関	地方税統一QRコード (eL-QR) が記載された納付書は、対応する全国の金融機関で納税が可能 (該当金融機関は、「地方税お支払サイト」からご確認ください。)	

※ PayPay銀行及び楽天銀行は「Pay-easy (ペイジー)」のみの取り扱いとなります。

◆ 個人の事業税・自動車税 (種別割) は、口座振替で納税を ◆

個人の事業税と自動車税 (種別割) には、あなたの取引金融機関の預金口座から振替納税する方法があります。

この方法を利用すれば、納期限を忘れて延滞金がかかったり、納税のため金融機関へ出向く必要がなくなります。

手続きは、行政県税事務所・自動車税事務所・市町村・各金融機関等の窓口にある申込はがきに必要事項を記載して、郵便ポストに投函してください。

「安全・便利・確実」なこの制度をぜひ利用しましょう。



◆ コンビニエンスストアで納税 ◆

納付書等の金額が 30 万円以下の場合、下記のコンビニエンスストアの各店舗で、営業時間内であれば、土日・祝日でも納めることができます。

MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイイー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア 100 (50 音順)

◆ 地方税統一QRコードを利用して納税 ◆

地方税統一QRコード (eL-QR) が記載された納付書等は、「地方税お支払サイト」から、クレジットカード、インターネットバンキング等で納税することができます。



地方税
お支払サイト

◆ スマートフォンアプリで納税 ◆

地方税統一QRコード (eL-QR) が記載された納付書等は、「地方税お支払サイト」に掲載されたスマートフォンアプリを利用し納税することができます。

また、バーコードが記載された納付書等は、LINE Payからも納税することができます。

◆ パソコン、携帯電話で納税 ◆

納付書等に「Pay-easy (ペイジー)」マークがある場合は、インターネットバンキング及びモバイルバンキングで納税することができます。



◆ ATMや全国の郵便局で納税 ◆

納付書等に「Pay-easy (ペイジー)」マークがある場合は、「Pay-easy (ペイジー)」対応のATMや全国の郵便局で納めることができます。

コンビニ納税、地方税統一 QR コードを利用した納税やスマートフォンアプリを利用した納税、「Pay-easy (ペイジー)」、クレジットカードでの納税について詳しくは、群馬県のホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/>)にアクセスし、「TAXホームページ」で検索をご覧ください。

注 意

- ・ 地方税統一QRコード (eL-QR) を利用する場合、納付書等に記載された「バーコード、ペイジー、eL-QR使用期限」を過ぎた場合、納税できません。
- ・ コンビニエンスストアでは、次の場合は納税できません。
 - ①納付書等にバーコードの印刷がない場合(納付書の金額が30万円を超える場合)
 - ②印字されている金額を修正した場合
 - ③納付書等に記載された「バーコード、ペイジー、eL-QR使用期限」を過ぎた場合
- ・ インターネットバンキング及びモバイルバンキングのご利用には、金融機関との事前の契約が必要です。
- ・ 地方税お支払サイトへのアクセスや、スマートフォンアプリによる納税、インターネットバンキングによる納税には別途、通信費等が必要となります。
- ・ 金融機関やコンビニエンスストア等では、スマートフォンアプリやクレジットカードで納税はできません。

「地方税お支払サイト」へのリンクや、納付可能場所についての詳細は、群馬県ホームページ内(<https://www.pref.gunma.jp/>)の「TAXホームページ」に掲載しています。

※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

《地方税の電子申告・電子納税



をご利用ください》

群馬県では、地方税のポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用して、インターネットから地方税の電子申告・電子納税を行うことができます。各種申告・納税の手続きに eLTAX をご利用ください。

◆ eLTAXの特徴 ◆

- ・手続きをオフィスや自宅からインターネットを利用して行えます。
- ・複数の地方公共団体への申告を1回のデータ操作で行うことができます。
- ・eLTAXに対応している全国の金融機関や各種スマートフォンアプリから納税できます。
- ・eLTAXが提供するサービスは無料で利用できます。

◆ 利用できる電子申告・申請手続き ◆

1 申告

法人の県民税、法人の事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税
利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、
特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、ゴルフ場利用税、県たばこ税
(注：上記のほか固定資産税（償却資産）の申告、法人市町村民税、事業所税、
個人住民税（特別徴収分）でもご利用できます)

【以下の税目は令和6年10月から利用開始】

軽油引取税

2 申請・届出


法人設立届出や異動届出等

※電子申告・申請の利用にあたっての注意事項

- ・電子証明書を取得の上、eLTAXの新規利用届出手続きを行う必要があります。
- ・eLTAX 対応ソフトウェアを用意する必要があります。
eLTAX 対応ソフトウェアは eLTAX ホームページから無料で取得できるほか、市販されている税務・会計ソフトウェアの中にも eLTAX に対応しているものがあります。



◆ eLTAX を利用した電子納税 ◆

- 1 電子申告に対応している税目
電子申告に対応している各税目については、電子申告の内容に連動して納税することができます。
- 2 地方税統一QRコードが記載された納付書
納付書にeLマークとeL-QRが記載されている場合、地方税お支払サイト（インターネットバンキング、クレジットカード）又は地方税統一QRコード対応のスマートフォンアプリから納税することができます。

（注：地方税統一QRコードに対応する納付書は地方団体により異なります）

《自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）をご利用ください》

自動車を保有するために必要な各種手続（申請・申告・納付）をパソコンからインターネットで行うことができるサービスです。登録車（普通自動車）に係る大部分の手続のほか、軽自動車の新車購入時の軽自動車保有関係手続にも対応しています。

《eLTAX、地方税統一QRコードについてのホームページ》

- ・ eLTAXについて詳しくは次のホームページ
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。



- ・ eLTAXに関するご不明な点等はeLTAXホームページの「よくあるご質問」(<https://eltax.custhelp.com/>)をご覧ください。

- ・ 地方税統一QRコードについて詳しくは地方税お支払サイトをご覧ください。 (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)



《群馬県キャッシュレス納付共同推進宣言》

群馬県・群馬県市長会・群馬県町村会・群馬県内各税務署・日本銀行前橋支店・群馬県内に本店を有する金融機関・税務関係民間団体は、納税者の利便性向上と行政事務の効率化のため、国税及び地方税のキャッシュレス納付を推進する「群馬県キャッシュレス納付共同推進宣言」を令和5年1月に表明しました。

国税・地方税の納付については、非対面型でもあり、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。



延滞金 ・加算金

税金を納期限までに納めなかったり、不正な申告をしたりすると、本来の税額の他に延滞金や加算金が課される場合がありますので、ご注意ください。

延滞金

税金を納期限までに納めないときにかかります。

○納期限の翌日から1か月を経過する日まで……年7.3%

(注) 平成26年1月1日から、当分の間の措置として、各年の延滞金特例基準割合(※注1)に年1%を加算した割合と7.3%を比較して、いずれか低い方の割合を当該年内については、適用することとなりました。

これにより、**令和6年中は年2.4%が適用されます。**

○その後納める日まで……年14.6%

(注) 平成26年1月1日から、当分の間の措置として、各年の延滞金特例基準割合(※注1)に年7.3%を加算した割合と14.6%を比較して、いずれか低い方の割合を当該年内については、適用することとなりました。

これにより、**令和6年中は年8.7%が適用されます。**

※注1 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する「平均貸付割合」に年1%の割合を加算した割合です。

《法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の納期限の延長に係る延滞金》

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の確定申告の期限の延長の承認を受けた期間内の延滞金(21ページ、26ページ参照)の率は、下記の例により計算されます。

○特例が適用される場合

……………平均貸付割合+0.5% (**令和6年中は年0.9%が適用されます。**)

○特例が適用されない場合

・申告基準日の商業手形の基準割引率が年5.5%を上回る場合

……………7.3% + $\frac{(\text{申告基準日の商業手形の基準割引率} - 5.5\%)}{0.25\%} \times 0.73\%$

・申告基準日の商業手形の基準割引率が年5.5%以下の場合

……………7.3%

※申告基準日とは、本来の申告期限の日をいいます。

加 算 金

子等に係る県民税・特定配当等に係る県民税・特定株式等譲渡所得金額に係る県民税・法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・自動車税（環境性能割）について、次の加算金がかかる場合があります。

過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合、又は増額の更正を受けた場合

増差税額×10%

なお、増差税額が一定の金額を超えている場合は、
増差税額×10%+超えた部分の金額5%

不申告加算金

- ・期限内に申告をしなかった場合で期限後に申告をした場合・・・納める税額×15%（注1）
 ※自主的に申告をした場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・納める税額×5%（注2）
- ・期限後に申告をせず決定を受けた場合・・・・・・・・・・納める税額×15%（注1）

（注1） 納める税額が50万円を超える場合、ここに50万円を超える部分の金額×5%が加算されます。

なお、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、さらに300万円を超える部分の金額×10%の金額が加算されます。

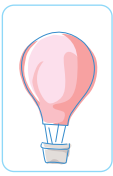
（注2） 申告書の提出期限後に申告書の提出があった場合に、その提出が当該申告書に係る税についての調査による決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、提出期限内に申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合で、かつ、申告書の提出期限から1か月を経過する日までに申告書が提出された場合には、不申告加算金は課されません。

（注3） 5年の間に再度、不申告加算金又は重加算金を課された場合は、10%が加算されます。
なお、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、前々年度及び前年度に不申告加算金又は重加算金を課されている場合も10%が加算されます。

重 加 算 金

故意に税を免れようとした場合で

- ・期限内に申告をしている場合
 ・・・・・・・・増差税額×35%
- ・申告をしなかった場合又は期限後に申告をした場合
 ・・・・・・・・増差税額×40%



納税の猶予 県税の減免 救済など

税金は納期限までに納めなければなりません、理由によっては、申請により納税の猶予・減免などが認められます。

申請による猶予制度

徴収猶予

- 1 本人の財産について災害や盗難にあったとき
- 2 本人や家族が病気や負傷したとき
- 3 事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業をしたとき

換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業を継続することや生活を維持することが困難になるおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、申請（納期限から6か月以内）により換価の猶予が認められる場合があります。

※ すでに滞納となっている県税がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

減 免

個人の県民税・個人の事業税・不動産取得税・自動車税（種別割）などを納める人で、災害を受けたときや特別の事情があるときには、申請により税金が減額や免除されます。

更正の請求

申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内に限り減額の更正の請求ができます。

* 更正の請求ができる県税

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・利子等に係る県民税・特定配当等に係る県民税・特定株式等譲渡所得金額に係る県民税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・自動車税（環境性能割）

不服申立て（審査請求）

県税の課税・徴収の処分について不服がある場合は、その処分の通知書などを受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます（処分によっては、この期間が異なる場合もあります。）。

上記の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

税金の申告と納税の期限を一覧表にまとめると次のとおりです。

税金は期限内に納めましょう。

納税(申告) カレンダー



月	県税	国税	市町村税
4			◆固定資産税(都市計画税) 《第1期分》納税 ◆軽自動車税(種別割)納税
5	◆自動車税(種別割)納税 ◆鉱区税納税		
6			◆個人の住民税(県民税・市町村民税) 《第1期分》納税
7		◆納期の特例を受けた源泉所得税 (1月～6月分)納税 ◆所得税の予定納税 《第1期分》納税	◆固定資産税(都市計画税) 《第2期分》納税
8	◆個人の事業税 《第1期分》納税		◆個人の住民税(県民税・市町村民税) 《第2期分》納税
9			
10			◆個人の住民税(県民税・市町村民税) 《第3期分》納税
11	◆個人の事業税 《第2期分》納税	◆所得税の予定納税 《第2期分》納税	
12		◆給与所得の年末調整 (本年最後の支払いをするとき)	◆固定資産税(都市計画税) 《第3期分》納税
1	◆県民税株式等譲渡 所得割納税	◆納期の特例を受けた源泉所得税 (7月～12月分)納税	◆個人の住民税(県民税・市町村民税) 《第4期分》納税
2			◆固定資産税(都市計画税) 《第4期分》納税
3	◆個人の事業税申告	◆前年分所得税の確定申告・納税	◆個人の住民税(県民税・市町村民税) 申告
原則として毎月納税	◆県民税利子割 ◆県民税配当割 ◆県たばこ税 ◆ゴルフ場利用税 ◆軽油引取税	◆源泉所得税(1月～12月) ◆酒税、国たばこ税 ◆揮発油税 ◆地方揮発油税	◆個人の住民税(県民税・市町村民税) 給与からの特別徴収分の納税 (6月～翌年5月) ◆市町村たばこ税、鉱産税、入湯税 ◆国民健康保険税(6期～12期)

(注1) 申告期限・納期限が土・日曜日、祝日又は12月29日～31日及び1月2日～3日の場合は、これらの日の翌日がその期限となります。

(注2) 県税には、上記のほか、次の納期限のものがあります。

法人の県民税、法人の事業税、地方消費税(法人の場合)… 原則として事業年度終了後2か月以内

不動産取得税 …………… 取得の都度

県固定資産税 …………… 4期に分けて納税

自動車税(環境性能割) …………… 取得時

狩猟税 …………… 登録時

(注3) 個人の住民税(県民税・市町村民税)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納期限は、市町村によって異なる場合があります。

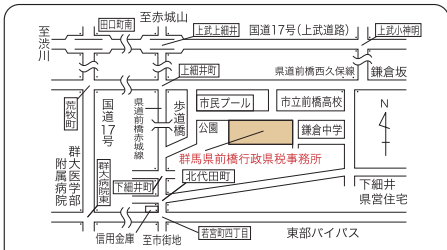
(注4) 消費税(地方消費税含む)について、直前の課税期間の消費税額が48万円を超える場合、中間申告・納税が必要です。詳しくは地方消費税のページ(32・33ページ)をご覧ください。



県税についての 問い合わせ先

県税についてのご質問・ご相談は最寄りの行政県税事務所へお問い合わせください。ただし、効率・効果的な業務を推進するため、県税の一部業務を集約していますので、54ページで各事務所の所管業務をご確認の上、お問い合わせください。

(令和6年4月1日現在)

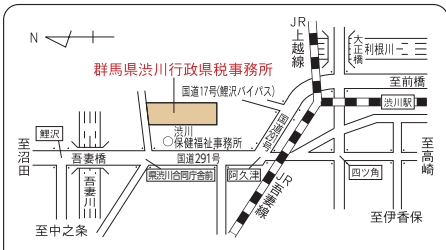


群馬県前橋行政県税事務所

所在地 〒371-8501 前橋市上細井町2142-1
(群馬県前橋合同庁舎1階)

TEL 027-234-1800 FAX 027-234-3345

所管区域
前橋市

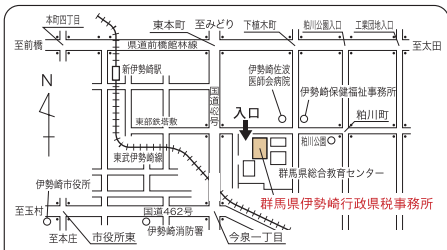


群馬県渋川行政県税事務所

所在地 〒377-0027 渋川市金井395
(群馬県渋川合同庁舎1階)

TEL 0279-22-4050 FAX 0279-23-8221

所管区域
渋川市・榛東村・吉岡町

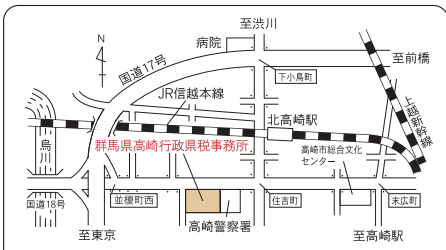


群馬県伊勢崎行政県税事務所

所在地 〒372-0031 伊勢崎市今泉町一丁目236
(群馬県伊勢崎合同庁舎)

TEL 0270-24-4350 FAX 0270-24-1628

所管区域
伊勢崎市・玉村町

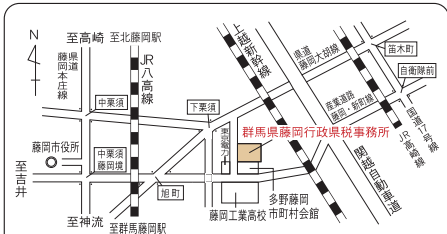


群馬県高崎行政県税事務所

所在地 〒370-0805 高崎市台町4-3
(群馬県高崎合同庁舎1階)

TEL 027-322-6297 FAX 027-326-7076

所管区域
高崎市・安中市

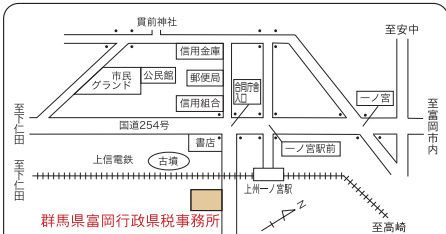


群馬県藤岡行政県税事務所

所在地 〒375-0014 藤岡市下栗須124-5
(群馬県藤岡合同庁舎1階)

TEL 0274-22-1442 FAX 0274-23-0189

所管区域
藤岡市・上野村・神流町

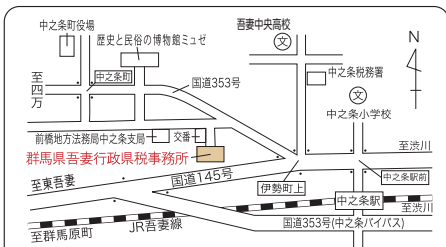


群馬県富岡行政県税事務所

所在地 〒370-2454 富岡市田島343-1
(群馬県富岡合同庁舎1階)

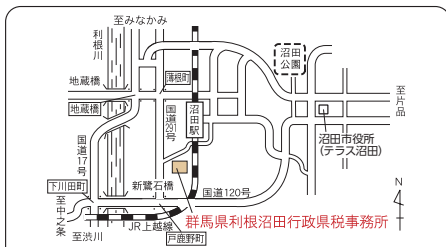
TEL 0274-63-2245 FAX 0274-63-5141

所管区域
富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町



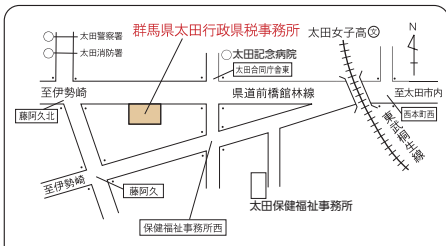
群馬県吾妻行政県税事務所

所在地	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町664 (群馬県中之条合同庁舎1階)	
TEL	0279-75-3300	FAX 0279-75-4602
所管区域	中之条町・長野野町・嬬恋村・草津町・高山村 東吾妻町	



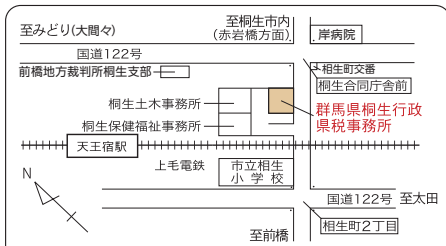
群馬県利根沼田行政県税事務所

所在地	〒378-0031 沼田市薄根町4412 (群馬県利根沼田振興局庁舎1階)	
TEL	0278-22-4336	FAX 0278-24-3306
所管区域	沼田市・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町	



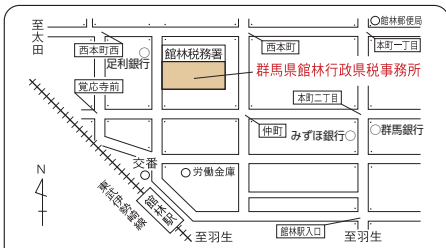
群馬県太田行政県税事務所

所在地	〒373-8508 太田市西本町60-27 (群馬県太田合同庁舎1階)	
TEL	0276-31-3261	FAX 0276-31-5316
所管区域	太田市	



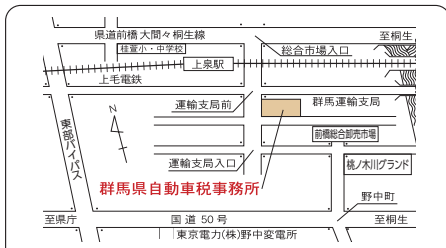
群馬県桐生行政県税事務所

所在地	〒376-0011 桐生市相生町二丁目331 (群馬県桐生合同庁舎1階)	
TEL	0277-53-2113	FAX 0277-52-4580
所管区域	桐生市・みどり市	



群馬県館林行政県税事務所

所在地	〒374-0029 館林市仲町11-10 (群馬県館林合同庁舎2階)	
TEL	0276-72-4461	FAX 0276-73-7858
所管区域	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町	



群馬県自動車税事務所

所在地	〒371-8507 前橋市上泉町397-5	
TEL	027-263-4343	FAX 027-261-5931
所管区域	群馬県全域	

行政県税事務所の所管業務

事務所名	課税業務									収納業務						
	特別法人事業税 地方法人特別税	法人の県民税・事業税	県民税利子割・配当割	株式等譲渡所得割	個人の事業税	不動産取得税	県たばこ税	ゴルフ場利用税	軽油引取税	鉱区税	減免受付	自動車税種別割	納税窓	納税相談	納税証明発行	徴収業務
前橋行政県税事務所	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○	○	○	○
渋川行政県税事務所					○	○					○	○	○	○	○	○
伊勢崎行政県税事務所					○	○					○	○	○	○	○	○
高崎行政県税事務所	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
藤岡行政県税事務所					○	○					○	○	○	○	○	○
富岡行政県税事務所					○	○					○	○	○	○	○	○
吾妻行政県税事務所	○				○	○		○	○		○	○	○	○	○	○
利根沼田行政県税事務所	○				○	○		○	○		○	○	○	○	○	○
太田行政県税事務所	○				○	○		○	○		○	○	○	○	○	○
桐生行政県税事務所					○	○					○	○	○	○	○	○
館林行政県税事務所					○	○					○	○	○	○	○	○

(注1) 県税の納付や納税相談、納税証明書の発行は、すべての行政県税事務所で行っています。

(注2) 自動車税（種別割）の減免受付は、自動車税事務所でも行っています。



国税についての 問い合わせ先

(令和6年4月1日現在)

国税についてのご質問・ご相談は、税務署へお問い合わせください。

名称	電話番号	郵便番号	所在地	管轄区域
前橋税務署	(027)224-4371	371-8686	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	前橋市
高崎税務署	(027)322-4711	370-8611	高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎	高崎市・渋川市・ 安中市・北群馬郡
桐生税務署	(0277)22-3121	376-8686	桐生市末広町13-5 桐生地方合同庁舎	桐生市・みどり市
伊勢崎税務署	(0270)25-4045	372-8686	伊勢崎市鹿島町562-1	伊勢崎市・佐波郡
沼田税務署	(0278)22-2131	378-8691	沼田市東原新町1910-2	沼田市・利根郡
館林税務署	(0276)72-4373	374-8686	館林市仲町11-12	太田市・館林市・邑楽郡
藤岡税務署	(0274)22-0971	375-8602	藤岡市藤岡668-1	藤岡市・多野郡
富岡税務署	(0274)63-2235	370-2391	富岡市富岡2741-1	富岡市・甘楽郡
中之条税務署	(0279)75-3355	377-0492	吾妻郡中之条町大字伊勢町1022-1	吾妻郡

市町村税についてのご質問・ご相談は、市役所・町村役場へお問い合わせください。

市町村税について の問い合わせ先

(令和6年4月1日現在)



市町村	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
前橋市	収納課・市民税課・資産税課	(027)224-1111	371-8601	前橋市大手町2-12-1
高崎市	市民税課・資産税課・納税課	(027)321-1111	370-8501	高崎市高松町35-1
桐生市	税務課・納税課	(0277)46-1111	376-8501	桐生市織姫町1-1
伊勢崎市	市民税課・資産税課・収納課	(0270)24-5111	372-8501	伊勢崎市今泉町2-410
太田市	市民税課・資産税課・収納課	(0276)47-1111	373-8718	太田市浜町2-35
沼田市	税務課・債権管理課	(0278)23-2111	378-8501	沼田市下之町888
館林市	税務課・納税課	(0276)72-4111	374-8501	館林市城町1-1
渋川市	税務課・納税課	(0279)22-2111	377-8501	渋川市石原80
藤岡市	税務課・納税相談課	(0274)22-1211	375-8601	藤岡市中栗須327
富岡市	税務課・納税課	(0274)62-1511	370-2392	富岡市富岡1460-1
安中市	税務課・収納課	(027)382-1111	379-0192	安中市安中1-23-13
みどり市	税務課・納税課	(0277)76-2111	379-2395	みどり市笠懸町鹿2952
北群馬郡	榛東村	税務課	(0279)54-2211	榛東村新井790-1
	吉岡町	税務会計課	(0279)54-3111	吉岡町大字下野田560
多野郡	上野村	総務課	(0274)59-2111	上野村川和11
	神流町	住民生活課	(0274)57-2111	神流町万場90-6
甘楽郡	下仁田町	住民税務課	(0274)82-2111	下仁田町下仁田682
	南牧村	住民税務課	(0274)87-2011	南牧村大日向1098
	甘楽町	住民課	(0274)74-3131	甘楽町小幡161-1
吾妻郡	中之条町	税務課	(0279)75-2111	中之条町大字中之条町1091
	長野原町	税務課	(0279)82-2244	長野原町長野原1340-1
	嬭恋村	税務会計課	(0279)96-0511	嬭恋村大前110
	草津町	税務課	(0279)88-0001	草津町草津28
	高山村	税務会計課	(0279)63-2111	高山村中山2856-1
東吾妻町	税務課	(0279)68-2111	東吾妻町原町1046	
利根郡	片品村	住民課	(0278)58-2111	片品村鎌田3967-3
	川場村	住民課	(0278)25-5073	川場村谷地3200
	昭和村	税務会計課	(0278)25-3262	昭和村糸井388
	みなかみ町	税務会計課	(0278)62-2111	みなかみ町後閑318
佐波郡	玉村町	税務課	(0270)65-2511	玉村町下新田201
邑楽郡	板倉町	税務課	(0276)82-1111	板倉町板倉2682-1
	明和町	税務課	(0276)84-3111	明和町新里250-1
	千代田町	税務会計課	(0276)86-2111	千代田町赤岩1895-1
	大泉町	税務課・収納課	(0276)63-3111	大泉町日の出55-1
	邑楽町	税務課	(0276)88-5511	邑楽町中野2570-1

(注) 国民健康保険税は、市町村によって担当課が異なります。

(第47回・令和5年度)

群馬県中学生の税についての 作文コンクールにおける優秀作品の紹介

《群馬県知事賞》

『小さな納税者』

太田市立宝泉中学校 3年 阪口 絵麻

「税金」ってなんだか見えにくい？

先日、母と一緒に歯医者者の定期検診へ行った。検診が終わって受付へ行くと「エマさんの分のお支払いはありません。」と。母は自分の分の支払いを済ませた。日本では医療費を税金で一部負担してくれているのだという。さらに私の住む太田市では十八歳までの子供の医療費を助成してくれている。つまり、十八歳までは病院を受診しても無料なのだ。

「小さい頃は病院に行く機会も多いし、無償で病院を受診できるってすごく大きいよね。大人だって一部負担してもらえるのありがたい。」母が言う。実は最近まで私は自分の医療費が無償だということを知らなかった。それくらい当たり前のように私は産まれてからずっと税金の恩恵を受けていたのだ。

昔読んだ本に世界の通学路の様子を書いたものがあつた。世界では学校に行くために河を渡ったり、険しい山道を登ったり、まさに道なき道に行く様子が描かれていた。一方、私は舗装された道路を歩き、信号機に安全を守られて学校へ行く。学校には当たり前のように机や椅子があり、教科書をもろう。私はそれを「普通」として受け入れていた。けれど、この「普通」を作り出していたのは税金だったのだ。

税金ってなんだか見えにくい。いや、意識しないと見えない。けれど、その見えにくさ

こそが私達が平等に税金の恩恵を受け取っている証なのではないだろうか。誰も特別ではなく、皆が受け取る権利がある。だから意識して見た時、いかに自分達がたくさん税金を支えられていたかが分かるのだ。

では、その税金を支えているのは誰なんだろう？それは納税者だ。日本には約五十種類の税金があり、それを納めている人や会社がある。そして、私も小さな納税者だ。間接的ではあるけれど、消費税を払っている。私が支える税金は微々たるものだろう。日本は所得が多い人たちからたくさん税金を受け取るようにできているからだ。しかし、微々たる税金でも集まれば誰かの役に立つ。一人の力ではできないことを、たくさんの力を集めて可能にする。税金は「支え合い」なのだ。今はまだ私は子供で、直接税金を納めることはほぼない。いわば「支えられる側」だ。けれど、いつかは社会に出て働き出し、給料をもらうようになる。その時は「支える側」になる。日本の税金はこの支え合いのローテーションで回っているのだ。

今作っている橋や道路は未来へ残る。新しい病院や図書館も同じだ。今、受け取っているもの、未来へ繋ぐもの、形は違うけれど守っていくためには税金が必要だ。中学生の私達にできることは支え合いのローテーションのバトンをしっかり受け取ることだ。



群馬県総務部税務課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

TEL 027-226-2192 (直通)

FAX 027-221-8096 (直通)

この冊子の制作費は1部あたり41.8円です。

税に強い経営者が 次世代を支える!

会員企業は
70万社超!

全国で活躍する
法人企業

法人会って、
どんな団体?



4分で
法人会を
知れる!

スペシャルムービー
公開中!

法人会とは?

1. 企業と社会の発展を目指して国に民の提言!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

 法人会

株式会社 法人会連合会



一般社団法人 群馬県法人会連合会

〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号(前橋商工会議所会館4階)

TEL 027-234-2515 / FAX 027-232-1380

<https://www.gunma-hojinkai.jp>



その人生に 出会い、 支える。

夢をカタチにしたい。
自分のチカラで頑張りたい。
新しい可能性を試したい。
そんな様々な想いに。
税務の知識と知恵で応えるために。
わたしたち税理士は、
今日もあなたに出会い、支えています。

税理士という仕事。

広告



関東信越税理士会群馬県支部連合会

〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号(群馬県中小企業会館3階)

TEL 027-234-6131 / FAX 027-234-6135

<http://www.gunzei.com/>